

有価証券報告書

事業年度 自 2019年4月1日
(第19期) 至 2020年3月31日

株式会社

セブン銀行

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第19期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	9
第2 【事業の状況】	10
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	10
2 【事業等のリスク】	13
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	18
4 【経営上の重要な契約等】	29
5 【研究開発活動】	29
第3 【設備の状況】	30
1 【設備投資等の概要】	30
2 【主要な設備の状況】	30
3 【設備の新設、除却等の計画】	31
第4 【提出会社の状況】	32
1 【株式等の状況】	32
2 【自己株式の取得等の状況】	40
3 【配当政策】	41
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	42
第5 【経理の状況】	62
1 【連結財務諸表等】	63
2 【財務諸表等】	108
第6 【提出会社の株式事務の概要】	120
第7 【提出会社の参考情報】	121
1 【提出会社の親会社等の情報】	121
2 【その他の参考情報】	121
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	122

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月23日

【事業年度】 第19期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

【会社名】 株式会社セブン銀行

【英訳名】 Seven Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 舟竹 泰昭

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【電話番号】 03（3211）3041

【事務連絡者氏名】 専務執行役員企画部長 河田 久尚

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【電話番号】 03（3211）3041

【事務連絡者氏名】 専務執行役員企画部長 河田 久尚

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
		(自 2015年 4月1日 至 2016年 3月31日)	(自 2016年 4月1日 至 2017年 3月31日)	(自 2017年 4月1日 至 2018年 3月31日)	(自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日)	(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)
連結経常収益	百万円	119,939	121,608	127,656	147,288	148,553
連結経常利益	百万円	37,167	36,710	38,305	40,714	39,836
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	24,716	25,114	25,301	13,236	26,162
連結包括利益	百万円	24,635	24,604	24,645	13,051	25,939
連結純資産額	百万円	184,794	199,081	212,027	212,890	222,833
連結総資産額	百万円	915,385	957,792	1,022,485	1,141,926	1,085,885
1株当たり純資産額	円	154.68	166.61	177.61	178.37	187.73
1株当たり当期純利益	円	20.75	21.07	21.24	11.11	22.14
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	20.71	21.04	21.20	11.09	22.11
自己資本比率	%	20.12	20.72	20.68	18.61	20.37
連結自己資本利益率	%	13.97	13.12	12.34	6.24	12.06
連結株価収益率	倍	23.12	17.26	15.95	29.43	12.60
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	66,482	88,118	31,466	117,471	89,619
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△11,634	△28,818	△3,649	△34,882	△5,801
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△9,826	△10,446	△11,729	△12,246	△16,009
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	645,838	694,588	710,369	780,650	848,446
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	619 〔78〕	634 〔100〕	654 〔114〕	657 〔125〕	713 〔153〕

(注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 2017年度より、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託を導入し、当該信託が保有する当社株式を連結財務諸表において自己株式として計上しております。これに伴い、当該信託が保有する当社株式を1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 従業員数は、役員、執行役員、連結会社外への出向者、パート社員、派遣スタッフを除き、連結会社外からの出向者を含めた就業人員であります。

5. 従業員数の〔外書〕は、1日8時間、月間163時間換算による臨時従業員の月平均人員を概数で記載しております。

(2) 当社の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
経常収益	百万円	110,465	113,109	116,650	119,567	120,275
経常利益	百万円	39,002	38,911	42,262	43,059	45,013
当期純利益	百万円	26,107	26,871	29,106	14,572	27,675
資本金	百万円	30,514	30,572	30,572	30,679	30,702
発行済株式総数	千株	1,191,001	1,191,528	1,191,528	1,192,464	1,179,129
純資産額	百万円	183,174	199,602	217,036	219,667	229,866
総資産額	百万円	910,801	955,644	1,023,201	1,145,511	1,091,287
預金残高	百万円	547,065	571,553	622,781	679,730	686,633
貸出金残高	百万円	16,208	19,829	23,799	23,439	23,528
有価証券残高	百万円	83,332	102,533	90,028	92,728	80,826
1株当たり純資産額	円	153.34	167.07	181.83	184.07	194.84
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	8.50 (4.00)	9.00 (4.25)	10.00 (4.75)	11.00 (5.00)	11.00 (5.50)
1株当たり当期純利益	円	21.92	22.55	24.43	12.23	23.42
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	21.87	22.51	24.39	12.21	23.39
自己資本比率	%	20.05	20.83	21.15	19.14	21.03
自己資本利益率	%	14.96	14.07	14.00	6.68	12.32
株価収益率	倍	21.89	16.13	13.87	26.73	11.91
配当性向	%	38.77	39.90	40.91	89.93	46.96
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	456 〔31〕	472 〔29〕	468 〔33〕	460 〔26〕	487 〔27〕
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX (東証株価指数))	%	82.38 (89.18)	64.33 (102.28)	61.80 (118.51)	61.64 (112.54)	55.40 (101.85)
最高株価	円	661	504	452	383	364
最低株価	円	404	288	328	300	235

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 第19期(2020年3月期)中間配当についての取締役会決議は2019年11月8日に行いました。
3. 2017年度より、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託を導入し、当該信託が保有する当社株式を財務諸表において自己株式として計上しております。これに伴い、当該信託が保有する当社株式を1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。
4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 従業員数は、役員、執行役員、当社から社外への出向者、パート社員、派遣スタッフを除き、社外から当社への出向者を含めた就業人員であります。
6. 従業員数の〔外書〕は、1日8時間、月間163時間換算による臨時従業員の月平均人員を概数で記載しております。
7. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 【沿革】

2001年4月	予備免許取得 「株式会社アイワイバンク銀行」設立（資本金20,205百万円） 銀行営業免許取得
2001年5月	営業開始 全国銀行協会入会（正会員）
2001年6月	全銀システム接続、BANC S接続、振込サービス開始
2001年8月	第1回第三者割当増資（資本金30,805百万円）
2001年12月	インターネット・モバイル・テレホンバンキングサービス開始（2014年1月テレホンバンキングサービス終了）
2002年3月	第2回第三者割当増資（資本金61,000百万円）
2004年7月	お客さまサービス部新設
2005年4月	A T Mコールセンター（大阪）稼働開始 確定拠出年金専用定期預金の取扱い開始 有人店舗開設
2005年7月	第2世代A T M導入開始
2005年10月	社名変更（「株式会社セブン銀行」に変更）
2006年1月	新勘定系システム稼働開始
2006年3月	銀行代理業務開始 定期預金開始
2006年4月	A T MでのI Cキャッシュカード対応開始
2006年9月	減資（資本金61,000百万円のうち30,500百万円減資し、同額を資本準備金に振替）
2007年6月	A T Mの運営・管理一括受託開始
2007年7月	A T Mでの海外発行カード対応開始
2007年9月	A T Mで電子マネー「nanaco（ナナコ）」のチャージ開始
2007年11月	視覚障がいのあるお客さま向けA T Mサービス開始
2007年12月	47都道府県へのA T M展開完了
2008年2月	ジャスダック証券取引所（現 東京証券取引所J A S D A Q（スタンダード））に株式を上場（2012年4月に上場廃止）
2009年4月	金融犯罪対策室（現 金融犯罪対策部）新設
2010年1月	個人向けローンサービス開始
2010年11月	第3世代A T M導入開始
2011年3月	海外送金サービス開始
2011年12月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場
2012年10月	米国にてFinancial Consulting & Trading International, Inc.（現 FCTI, Inc.）の全発行済株式を取得して子会社化
2013年2月	海外送金カスタマーセンター（現 カスタマーセンター）稼働開始
2014年1月	全A T Mでセブン銀行口座取引画面の9言語表示開始
2014年6月	インドネシアにて合弁会社PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL（子会社）設立
2014年7月	株式会社バンク・ビジネスファクトリー（子会社）設立
2015年12月	海外発行カード利用時の12言語対応開始
2016年10月	デビット付きキャッシュカード発行開始
2017年3月	スマートフォンによるA T M入出金サービス提供開始
2018年1月	株式会社セブン・ペイメントサービス（子会社）設立
2018年5月	株式会社セブン・ペイメントサービスが「A T M受取（現金受取サービス）」開始
2018年10月	A T Mで交通系電子マネー等のチャージ開始

2019年4月 フィリピンにてPito AxM Platform, Inc. (子会社) 設立
2019年6月 株式会社セブン・グローバルレミット (子会社) 設立
2019年7月 株式会社ACS i ON (合弁会社) 設立
2019年9月 第4世代ATM導入開始
2020年1月 株式会社C r e d d F i n a n c e (合弁会社) を設立

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社8社（FCTI, Inc.、PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL、株式会社バンク・ビジネスファクトリー、株式会社セブン・ペイメントサービス、Pito AxM Platform, Inc.、株式会社セブン・グローバルレミット、株式会社AC S i O N、株式会社C r e d d F i n a n c e）及び関連会社4社（株式会社セブン・ペイ、TORANOTE C株式会社、TORANOTE C投信投資顧問株式会社、株式会社メタックスペイメント）の計13社で構成され、国内外における各事業を推進しております。

国内事業においては、基幹事業であるATMプラットフォーム事業に加え、決済口座事業を行っております。また、海外事業においては米国、インドネシアでATMサービスの展開を行っております。

当社及び当社の関係会社の事業に係わる位置づけは次のとおりであります。なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1 (1)連結財務諸表」の「注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) 国内事業セグメント

・ATMプラットフォーム事業

セブン&アイHLDGS. のグループ各社（以下、「グループ」という。）のセブン-イレブン、イトーヨーカドー等の店舗をはじめ、空港や駅、金融機関店舗等にATMを設置しております。多くの国内金融機関等と提携し、原則24時間365日稼働する利便性の高いATMネットワークを介して、多くのお客さまにATMサービスを提供する事業を展開しております。

・決済口座事業

当社に口座をお持ちのお客さまを対象に、普通預金や定期預金、ローンサービス、海外送金サービス、デビットサービス等の身近で便利な口座サービスを提供しております。また、当社連結子会社の株式会社バンク・ビジネスファクトリーは、当社からの事務受託に加え、決済口座事業で得た知見を活かし、他金融機関等からの事務受託事業を展開しております。

(2) 海外事業セグメント

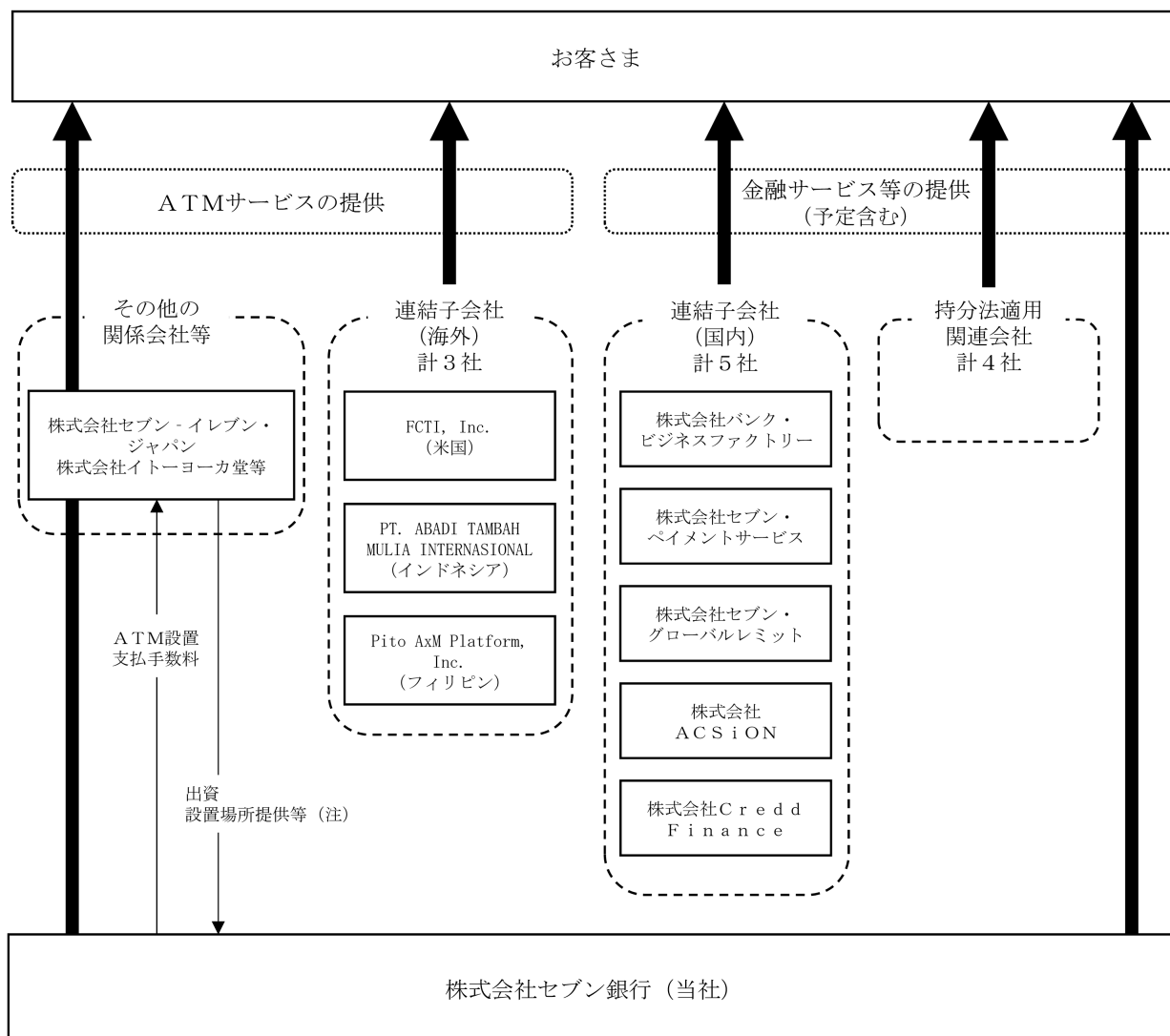
・米国

当社連結子会社のFCTI, Inc. は米国において、セブン-イレブン店舗へのATM設置をはじめとするATMサービスを展開しております。

・アジア

インドネシアにおける当社連結子会社のPT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONALは現地でのATMサービスを展開するとともに、フィリピンにおける当社連結子会社のPito AxM Platform, Inc. は事業開始の準備をしております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(注) 各社との重要な契約内容については「第2 事業の状況」中、「4 経営上の重要な契約等」を参照

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権 の所有 又は被 所有割 合(%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(親会社) 株式会社セブン&アイ・ ホールディングス	東京都 千代田区	50,000	純粋持株 会社	被所有 46.27 (46.27)	1 (1)	—	預金取引関係	—	—
(連結子会社) FCTI, Inc.	アメリカ合 衆国 カリフォル ニア州	千米ドル 19,836	海外事業	所有 100	3 (1)	—	—	—	—
(連結子会社) PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL	インドネシ ア共和国 ジャカルタ 首都特別州	億インドネ シアルピア 1,281	海外事業	所有 67.91	2 (—)	—	金銭貸借関係	—	—
(連結子会社) 株式会社バンク・ ビジネスファクトリー	神奈川県 横浜市	100	国内事業	所有 100	4 (2)	—	事務受託取引関係 預金取引関係	有	—
(連結子会社) 株式会社セブン・ ペイメントサービス	東京都 千代田区	475	国内事業	所有 100	4 (2)	—	業務委託関係 預金取引関係	有	—
(連結子会社) Pito AxM Platform, Inc.	フィリピン 共和国 マニラ首都 圏マカティ 市	百万フィリ ピンペソ 85	海外事業	所有 100	3 (—)	—	—	—	—
(連結子会社) 株式会社セブン・ グローバルレミット	東京都 千代田区	495	国内事業	所有 100	4 (1)	—	事務受託取引関係 預金取引関係	有	—
(連結子会社) 株式会社ACS i ON	東京都 千代田区	300	国内事業	所有 60	4 (1)	—	預金取引関係	—	—
(連結子会社) 株式会社C r e d d F i n a n c e	東京都 千代田区	490	国内事業	所有 60	4 (1)	—	—	—	—
(持分法適用関連会社) 株式会社セブン・ペイ	東京都 千代田区	5,000	国内事業	所有 30	1 (1)	—	預金取引関係	—	—
(持分法適用関連会社) TORANOTEC 株式会社	東京都 港区	1,643	国内事業	所有 25.59	1 (—)	—	—	—	—
(持分法適用関連会社) TORANOTEC 投信投資顧問株式会社	東京都 港区	594	国内事業	所有 25.59 (25.59)	—	—	—	—	—
(持分法適用関連会社) 株式会社メタップス ペイメント	東京都 港区	1,134	国内事業	所有 20	1 (—)	—	—	—	—
(その他の関係会社) 株式会社セブン・ イレブン・ジャパン	東京都 千代田区	17,200	コンビニ エンスス トア事業	被所有 38.47	—	—	事務委任取引関係 預金取引関係	—	—

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2. 上記関係会社は、特定子会社に該当いたしません。
3. 「議決権の所有又は被所有割合」欄の()内は、間接所有の割合(内書)であります。なお、議決権の所有又は被所有割合は、小数点第3位以下を切捨て表示しております(株式の所有割合を含め、以下、同じ)。

4. 株式会社セブン&アイ・ホールディングスは有価証券報告書を提出しております。
5. 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の（ ）内は、当社の役員（内書）であります。
6. FCTI, Inc. については、経常収益（連結会社相互間の内部経常収益を除く）の連結経常収益に占める割合が10%を超える連結子会社に該当しておりますが、当連結会計年度における海外事業セグメントの経常収益に占める当該連結子会社の経常収益の割合が90%を超えているため、主要な損益情報の記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2020年3月31日現在

セグメントの名称	国内事業	海外事業
従業員数（人）	606 [149]	107 [4]

- (注) 1. 従業員数は、役員、執行役員、連結会社外への出向者、パート社員、派遣スタッフを除き、連結会社外からの出向者を含めた就業人員であります。
2. 従業員数の〔外書〕は、1日8時間、月間163時間換算による臨時従業員の月平均人員を概数で記載しております。

(2) 当社の従業員数

2020年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
487 [27]	42.5	7.5	7,079

- (注) 1. 従業員数は、役員、執行役員、当社から社外への出向者、パート社員、派遣スタッフを除き、社外から当社への出向者を含めた就業人員であります。
2. 当社の従業員はすべて国内事業のセグメントに属しております。
3. 従業員数の〔外書〕は、1日8時間、月間163時間換算による臨時従業員の月平均人員を概数で記載しております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 平均年間給与は、社外から当社への出向者を含んでおりません。
6. 当社では労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、当連結会計年度末において判断したものであります。

(1) 経営方針

○経営理念

1. お客さまのニーズに的確に応え、信頼される銀行を目指します。
2. 社員一人一人が、技術革新の成果をスピーディーに取り入れ、自己変革に取り組んでいきます。
3. 安全かつ効率的な決済インフラの提供を通じて、我が国の金融システムの安定と発展に貢献します。

○経営の基本方針

当社は、セブン・イレブンをはじめとするグループの2万店以上の店舗インフラを活用し、原則24時間365日利用できるATMネットワークを構築することで、お客さまの暮らしに密着した「おサイフ」代わりの銀行サービスを「安全、確実、迅速」に提供することに努めます。

また、利便性の高い当社ATMネットワークを他の金融機関等に活用いただくことでお客さまサービスの向上や事業効率化に繋げていただく等、共存共栄の理念に基づいたサービスの実現を図ります。

さらに、グループのお客さまが求める金融に関するサービスを積極的に提供することにより、幅広いお客さまにより多くご来店いただくように努力するとともに、結果としてグループの収益力を向上させるという相乗効果を追求してまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社は、持続的に企業価値を向上させるための経営指標として、連結経常収益及び連結経常利益を重視しております。しかしながら、世界的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の更なる拡大や長期化、それに伴う各国政府の規制強化等も予想され、経済環境の先行きが不透明なことから、現時点では当社グループの適正かつ合理的な将来の見積もりが困難であるため、『新・中期経営計画』の公表を延期しております。

新型コロナウイルス感染症による業績への影響を慎重に見極め、詳細が明らかになり次第、速やかに公表いたします。

(3) 経営環境

当社グループを取巻く事業環境は大きく変化しており、その変化のスピードも加速してきております。これまで以上に社会構造の変化、お客さまのニーズの多様化を敏感に捉え、技術革新の成果をスピーディーに取入れた柔軟な経営が必要な時代を迎えています。

国内においては、2019年10月の消費税率引上げに伴い開始された「キャッシュレス・消費者還元事業」等を契機に決済のデジタル化・キャッシュレス化が本格化してまいりました。変化する暮らしの中で、身近な金融接点としてお客さまがATMに求める価値も大きく変化してきております。また、ライフスタイルや価値観の多様化、外国人労働者に関する新制度が実施される等、新たな消費・労働マーケットが生じ、「より近くて便利」な金融サービスのニーズはますます拡大しつつあります。

一方、高度化・巧妙化が進む金融犯罪やセキュリティへの不安、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、地方都市における金融機関の窓口やATMの削減といった金融接点の減少等の社会課題は多様化し、その深刻さを増してきております。

このような昨今の環境変化に加え、新型コロナウイルス感染症は世界的な拡大をみせ、国内外の社会情勢に甚大な影響を与えております。更なる感染拡大や長期化、それに伴う各国政府の規制強化等による実体経済への影響や人々の行動様式、生活様式に与える影響は想像以上に大きく、当社グループを取巻く事業環境は不透明な状況となっております。このような環境の中、当社グループでは、政府・自治体の要請に基づいた形でテレワークやスライド勤務等を活用した感染防止策を徹底し、お取引先さまや従業員など、関係者の安心・安全の確保を図り、社会インフラを担う企業として止めることなく業務を継続しお客さまの毎日の生活を支える役割を果たしております。

(4) 中長期的な経営戦略

当社グループでは、創業から、お客さまの声・ニーズに寄り添いながら、安心・安全な金融サービスの提供を通じて、暮らしの利便性を高めてまいりました。引続き、様々な社会構造の変化を背景としたお客さまのニーズの変化に対応したサービスの絶対価値を追求することで顧客満足度向上と社会価値の最大化を目指してまいります。

(5) 対処すべき課題

当社グループでは、

- ① 社会インフラである安心・安全な決済インフラの提供をはじめとする既存事業の安定運用
- ② 中長期的な成長を実現する「事業・サービスの多角化」とそれを具現化・加速する「構造改革」の着実な推進を今後の基本方針とし、足元の課題に着実に対応しながら、大きな環境変化から生み出される事業機会を的確に捉え、機動的に対応できる体制整備を推進してまいります。

<国内事業セグメント>

・ATMプラットフォーム事業

より多くのお客さまに当社ATMサービスをご利用いただくため、従来の金融機関を中心とした提携先へのサービス提供に加え、交通系電子マネー、QRコード決済等へのチャージ等のサービスを提供し、変化するお客さまのニーズにお応えしてまいりました。今後も提携先事業者とご利用されるお客さまを増やすための施策を展開してまいります。

また、2019年9月に設置を開始した次世代ATMでは本体の環境負荷低減に加え、ATM内装填現金の管理運用精度の向上により補充・回収頻度を抑えることで、物流面でのCO2排出量削減に寄与することも期待されております。新たに実装した機能（高精度カメラ、スキャニング機能等）を活用したサービス等、社会構造、お客さまのニーズ・価値観の変化に柔軟に対応した現金入出金に捉われないサービスの開発・提供を通じ、ATMの新たな価値提供に向け邁進してまいります。

・決済口座事業

デジタル化、キャッシュレス化、自動化等が進む中、オンラインで簡単便利かつスピーディーに口座が開設できる仕組みを整えてきました。今後は外部との連携も視野に、ユニークな商品サービスを提供するプラットフォームとして拡大させてまいります。

・事業の多角化

当社グループのATM運営・口座運営で追求してきた安心・安全の知見に加え、外部企業との連携から得られる知見を高度に融合させ、お客さまの毎日の暮らしの中に新たな価値を提供してまいります。増加する外国人の方の日本での暮らしに不自由はないのか、また、新しい決済やサービスを誰もが安心・安全にご利用いただける上での脅威はないのか等、社会変化に伴い顕在化しつつある課題解決への貢献をビジネス機会と捉え、2019年6月には外国人の方向けの金融サービスを行う当社連結子会社の株式会社セブン・グローバルレミット（当社出資比率100%）を設立。2019年7月には当社のもつ金融犯罪対策のノウハウを活かしセキュリティ分野の事業を推進する当社連結子会社の株式会社ACSION（当社出資比率60%）を株式会社電通国際情報サービス（以下、「ISID」という。）と共同で設立する等、柔軟かつ機動的に対応できる組織・体制作りを進めてまいります。

<海外事業セグメント>

・米国

米国における当社連結子会社のFCTI, Inc. では、新型コロナウイルス感染症による規制強化等の影響下において、一部ATMの利用件数減少がみられるものの安定稼働を実現しております。中長期視点での更なる収益性の向上を目指し、米国セブン・イレブンとのシナジー効果を追求した新サービスの準備を進めてまいります。

・アジア

インドネシアにおける当社連結子会社のPT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONALは、現地のパートナー企業とのシナジーを発揮しA T M事業を堅実に推進してまいります。加えて、高い経済成長率からA T Mマーケットの拡大が期待できるフィリピンにおいては、当社連結子会社のPito AxM Platform, Inc. がA T M事業開業に向けた準備を推進してまいります。

今般の新型コロナウイルス感染症により、人々の生活や価値観、社会構造は大きく変化することが予想されます。これまで以上に社会の変化、お客さまのニーズの多様化を敏感に捉え、技術革新の成果をスピーディーに取入れた柔軟な対応が必要な時代を迎えます。このため、新型コロナウイルス感染症との共存を前提にした働き方の改革にも積極的に取組み、当社グループのすべての事業領域において、「基本の徹底と変化への対応」、即ち、守るべき強みはしっかりと維持強化する一方、環境変化に対しては従来の発想に捉われることなく、大胆かつ柔軟に、そして機動的かつ積極的に対応することで進化を続けてまいります。

2 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業その他に関するリスクについて、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社の事業その他に関するリスクは、これらのものに限られるものではなく、当社の認識していないリスクを含め、これら以外のリスクが無いという保証はありません。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、当連結会計年度末において判断したものであります。

なお、経営に係る各種リスクを適切に認識・管理するための枠組みとして、当社は取締役会により決定される「リスク管理方針」のもと、全社的なリスク管理方針、各種リスク管理方針及びリスク管理組織・体制を定めております。また、リスクに関する経営会議の諮問機関として「リスク管理委員会」及び「ALM委員会」を設置し、全社的なリスク管理統括部署としてリスク統括部を設置するとともに各種リスクの管理統括部署を設置し、適切なリスク管理を実践しております。

1. 事業戦略上のリスク

(1) ATMプラットフォーム事業（国内事業セグメント）

当社の収入は、ATMプラットフォーム事業に大きく依存しております。お客さまの利便性、安心感の向上を実現するために、堅実なATM台数の増加及び独自の新たなATMサービスの開発・提供、セキュリティの強化等を推進しておりますが、ATMプラットフォーム事業のビジネスモデルを脅かす以下のような変化があった場合、当社の損益及び財務状況に影響が及ぶおそれがあります。

① 現金に代替する決済の普及

将来、キャッシュレス化が進んだ場合は、ATM利用件数が減少し、当社の損益に影響が及ぶおそれがあります。

ATM利用件数の減少を防止するためATMにおける交通系電子マネー、QRコード決済等へのチャージ取引やATM受取（現金受取サービス）等お客さまの利便性向上のためのサービスを提供しております。

② ATMサービスに関する競争の激化

当社は、グループ外のコンビニエンスストア等に対してATMを設置する会社等との間では競合関係にあります。また、ATMネットワークを有する金融機関等がATM展開を積極化する場合には、当社との競合関係が拡大するおそれがあります。

将来、これらの会社との競争が激化し、当社ATM利用者又はATM受入手数料の減少等が生じる場合、当社の損益及び財務状況に影響が及ぶおそれがあります。

③ 経済条件の変更

当社が提携先から受取るATM受入手数料は、双方の事業にとって合理的と判断される水準に定めておりますが、ATM受入手数料の水準が引下げられた場合、またはATM受入手数料の水準が折合わず提携関係が解消された場合、当社の損益及び財務状況に影響が及ぶおそれがあります。

④ ATM設置場所確保の環境悪化

当社はグループ内の各店舗を始め、商業施設等のグループ外にもATM設置を拡大し、安定的にATM設置場所を確保、拡大しておりますが、将来、ATM設置場所の確保、拡大に支障を来す場合、当社の損益に影響が及ぶおそれがあります。

⑤ 法律改正等による提携先ビジネスへの影響

提携先のビジネスに関連する法令・規則等の改正により、提携先のお客さまの当社ATM利用が大幅に減少した場合には、ATM受入手数料収入の減少等により、当社の損益に影響が及ぶおそれがあります。

⑥ 金利上昇

当社では、ATM事業を行うために必要な現金を、預金や社債等により調達しておりますが、これらの資金調達コストは市場の金利動向に影響を受けております。

当社では、金利変動の影響を小さくするため長期固定金利での調達を進める等、相応の対策を講じておりますが、大幅な金利変動により予期せぬ資金調達コストの上昇が生じた場合には、当社の損益及び財務状況に影響が及ぶおそれがあります。

(2) 決済口座事業（国内事業セグメント）

当社は、普通預金や定期預金、個人向けローンサービス、海外送金サービス、デビットサービス等の提供を行っているほか、国内の連結子会社を通じて他金融機関等からの事務受託事業等に取組んでおります。しかし、これらのサービスが順調に拡大する保証はありません。

決済口座事業拡大のために、現在取扱っていない他の金融サービスの提供等、新事業を開始する可能性があります。しかし、これらが成功する保証はありません。新事業の展開に際し、連結子会社設立やM&A及び他社との資本提携を実施する可能性があります。しかし、これらの戦略的投資について、当初期待した効果が得られず戦略目的が達成できない場合、当社の損益及び財務状況に影響が及ぶおそれがあります。

(3) 海外事業（海外事業セグメント）

当社は、米国、インドネシア及びフィリピンにATM運営の連結子会社を有しております。今後、これら連結子会社を取巻く政治・経済環境に大きな変化、あるいは自然災害等の不測の事態が生じた場合や、これら連結子会社の業績が不振に陥った場合は、当社の損益に影響が及ぶおそれがあります。また、為替レートの変動により、当社の利益が減少する可能性があります。

(4) 固定資産の減損

当社は、有形固定資産やのれん等の無形固定資産を保有しております。保有資産・連結子会社等の収益性悪化やその他資産価値の毀損等により減損処理が必要になった場合、当社の損益及び財務状況に影響が及ぶおそれがあります。

2. システム障害

当社では、システムリスク管理についての基本的な考え方を「システムリスク管理規程」に定め、規程に基づきシステム開発・運用を行うことで、効率的な開発・品質向上及び安定運用を実現できるよう努めております。また、常時2センターが稼働するシステム構成の採用、サーバ・ネットワーク機器の冗長化、24時間365日の運用監視等、システム障害への対策を実施するとともに、重要度に応じたファイル・プログラム等のバックアップを行い、不測の事態に備え隔地保管を実施しております。

しかし、大地震、台風等の自然災害、停電、ネットワーク障害、コンピュータウィルス等による障害又は人為的なミスによるシステム機能停止等の危険性を完全に排除することはできず、その場合には、当社の損益に影響が及ぶおそれがあります。

3. 外部委託先

当社は、ATM装填用現金の交換や各種システムの開発・運用のほか、ATMの保守・管理、コールセンター業務等の重要な業務を外部委託しております。また、預金口座開設に係る業務のうち、キャッシュカード発行・郵送業務等も外部委託しております。

現在、これらの外部委託先との関係は良好ですが、外部委託先の事業環境悪化等により委託手数料が高騰した場合や何らかの事情により外部委託先のサービス提供が困難になった場合等には、当社の損益に影響が及ぶおそれがあります。

4. グループとの関係

当社の事業戦略、人事政策、資本政策等は、全て当社が独立して主体的に検討の上、決定しておりますが、当社は、グループ内の店舗を中心にATMを設置することでATMプラットフォーム事業を展開しております。

(1) 資本関係

当社は株式会社セブン&アイ・ホールディングス（東証一部上場）の連結子会社であり、当連結会計年度末現在において、同社は当社議決権の46.27%を所有しております。同社は、今後も引き続き大株主であり続けるものと想定され、当社の方針決定に何らかの影響を与えないという保証はありません。

(2) 取引関係

当社の2020年3月末時点のATM設置台数は、グループ内においては22,831台（内訳は、セブン-イレブン店舗内22,165台、イトーヨーカドー店舗内284台、その他382台）となっております。また、グループ外においては2,384台となっております。このように、当社ATMの約90%はグループ内に設置されていることから、グループ内にATMを設置し続けることが困難になった場合やグループの店舗の来客数が著しく減少した場合には、当社の損益に影響が及ぶおそれがあります。

また、当社は、グループに対してATM設置手数料を支払っておりますが、条件の大幅な変動により当社の損益に影響が及ぶおそれがあります。

グループ各社に関連する重要な取引は、「第5 経理の状況 1(1)連結財務諸表 注記事項（関連当事者情報）」に記載しております。

5. 金融犯罪への対応

当社は、ATMを中心とした非対面取引を基本とした銀行としての特殊性を認識し、口座開設時の取引時確認を厳正に行っております。また、ATM利用状況、口座利用状況を随時監視し、ATMや当社口座の金融犯罪利用を未然に防止するよう努めるとともに、お客さまの保護に注力しております。しかし、犯罪手口の急激な高度化・巧妙化により一時的に対策が追いつかない場合には、風評の悪化等により社会的評価や損益に影響が及ぶおそれがあります。

6. 訴訟

現在までのところ、重大な訴訟は発生しておりません。また、主に予防法務に重点を置き、弁護士等の専門家等と連携を取りながら、リスクの極小化に努めております。しかし、将来に亘って法令違反や不完全な契約締結等の法律上の問題を原因として、当社の損益及び財務状況に影響を及ぼす訴訟や係争が発生しない保証はありません。

7. 法律改正等の影響

当社は、現行の法令・規則等に従い業務を遂行しておりますが、将来の法令改正等の内容及びその影響を予測しコントロールすることは困難であり、将来に亘り当社の想定どおりに事業を遂行できる保証はありません。

8. 監督官庁の規制等

当社は、銀行法第4条第1項の規定に基づき、銀行業を営むことについての免許（免許書番号金監第1812号）の交付を受け、預金、為替、貸付業務をはじめとした種々の業務を営んでおります。ただし、銀行法第4条第4項の規定（注）に基づき当社の免許には一定の条件が付されており、今後、外貨預金等の新たな業務を行う場合には、改めて、監督官庁の長たる金融庁長官の承認が必要となります。

したがって、承認申請の進捗状況によっては、当社の事業計画どおりに新事業を展開できないおそれがあり、当社の損益に影響が及ぶおそれがあります。

また、銀行業については、銀行法第26条において業務の停止等及び同第27条において免許の取消し等の要件が定められており、当該要件に該当した場合、業務の停止及び免許の取消しを命じられるおそれがあります。

現時点で、当社はこれらの事由に該当する事実はないと認識しておりますが、将来、何らかの事由により業務の停止及び免許の取消し等があった場合には、当社の事業活動に支障を来し、会社の損益に重大な影響を与えるおそれがあります。

（注）銀行法第4条第4項：内閣総理大臣は、前二項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

9. 自己資本比率

当社は、海外営業拠点を有していないため、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」に定められた国内基準である自己資本比率4%以上を維持する必要があります。

現状、当社の自己資本比率はこの水準を大幅に上回っております。しかし、本項に示した事業等に係る各種リスクが顕在化した場合、もしくは将来的に当該規制等が変更された場合に、その結果として要求される自己資本比率の水準を充足できなくなる可能性があります。

10. 個人情報漏洩

当社は、銀行業務を行うに際して、多数の個人情報ははじめとするお客さまの情報を保有しております。当社は、「個人情報の保護に関する法律」に定められる個人情報取扱事業者として同法に基づき個人情報の利用目的の公表または通知、個人データの安全管理、本人からの保有個人データの開示請求等には十分留意し、その旨を「個人情報管理規程」に定め社内に周知徹底しております。さらに外部委託先との間で個人情報の取扱いに関する覚書を締結し、厳格な管理を徹底しておりますが、大規模な情報漏洩等により、お客さま等に甚大な被害を及ぼす事態が生じた場合には、監督官庁からの命令、罰則等の適用を受けるほか、当社への損害賠償請求や風評の悪化等により、当社の損益及び財務状況に影響が及ぶおそれがあります。

11. 格付け低下等に伴う資金流動性等の悪化

現在、当社は、S&Pグローバル・レーティングから発行体格付けとして、長期「A+」（アウトルック「ポジティブ」）及び短期「A-1」を得ているほか、株式会社格付投資情報センターから発行体格付け「AA」（格付けの方向性は「安定的」）を得ております。

しかし、この格付けが将来に亘って維持できる保証はなく、引下げがあった場合には、当社の資本・資金調達に影響が及ぶおそれがあります。

12. 人材の確保

当社では、ATMプラットフォーム事業を中心とした業容の継続的な拡大に加え、新たな事業開拓のために必要とされる人材を確保することが、事業戦略上必要であると考えております。

当社は、人材採用に関して、他の金融機関のみならず、インターネットサービス関連企業やシステム関連企業と競合関係にあるために、必要とされる人材を採用・育成し定着を図ることができない場合には、当社の損益や今後の事業展開に影響が及ぶおそれがあります。

13. 風評等

当社では、「風評リスク管理規程」を定め、当該規程において、認識すべき風評リスクの範囲を以下のとおり定めております。

- ・お客さまやマーケット、インターネットや電子メール等における風評、風説（以下、「風評等」という。）
- ・マスコミの不正確又は不十分な報道等によって発生する風評等
- ・システム障害、個人情報漏洩、事務ミス等の当社で発生した事故もしくは経営の根幹に関わる問題等に対する当社の不適切な対応に起因する外部からのネガティブな評価
- ・ATM提携金融機関等、外部委託先及びその他の取引先等に関する風評等

これらの風評リスクに対し、事実に基づき的確かつ緊急に対応することを基本方針とし、当社に損害をもたらし得る風評等を発生させないように留意し、上記事象が発生した場合には社内外への適切な対応を実施することで損害発生を最小限にとどめることができるよう体制を整備しております。

しかし、当社は、提携先や外部委託先も多く、必ずしも当社に責めがない場合においても様々なトラブルに巻き込まれるおそれがあり、その結果として風評等の悪化により社会的評価や損益に影響が及ぶおそれがあります。

14. 感染症の発生及び拡大

新型コロナウイルス等の感染症が発生し、感染拡大や長期化、それに伴う政府・自治体の規制強化等は社会情勢や実体経済へのきわめて大きな影響が予想されます。その結果としてATM利用件数が大幅に減少する場合には、ATM受入手数料収入の減少等により、当社の損益に影響が及ぶおそれがあります。

当社では感染拡大の防止のため、衛生管理の徹底や時差出勤・在宅勤務等により従業員の感染防止に努めていますが、さらに感染が拡大することで当社及び外部委託先の従業員が感染した場合には、事業運営に支障を来し、当社の損益に影響が及ぶおそれがあります。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に際し、日本政府による緊急事態宣言が全国的に発令された2020年4～5月は外出自粛等の影響を受け国内ATM利用件数は約10%程度の減少となりました。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度の当社連結業績は、国内外事業が堅調に推移し創業以来最高となる経常収益148,553百万円（前連結会計年度比0.8%増）となりましたが、持分法適用関連会社である株式会社セブン・ペイが提供していたバーコード決済サービス「7pay（セブンペイ）」の一部アカウントに対する不正アクセスが発生し、既存のスキームに基づいたサービス提供の継続が困難となり、2019年9月30日をもって当該サービスが廃止となりました。また持分法適用関連会社であるTORANOTEC株式会社及びTORANOTEC投信投資顧問株式会社に係る収支が当初策定した計画を下回って推移いたしました。これらにより持分法による投資損失4,770百万円を計上したことにより、経常利益39,836百万円（同2.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益26,162百万円（同97.6%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

国内事業セグメントにおきましては、経常収益120,890百万円（前連結会計年度比0.9%増）、経常利益39,920百万円（同6.7%減）となりました。決済手段の多様化に対応し、当社ATMを利用した各種キャッシュレス決済へのATMでの現金チャージ取引件数が大幅に増加したことにより、当連結会計年度の総利用件数は849百万件（同2.3%増）と着実に増加しました。

海外事業セグメントにおきましては、経常収益27,843百万円（同1.1%増）、経常利益△14百万円となりました。当社連結子会社のFCTI, Inc. が推進する米国でのATM事業は安定運用を達成し、当連結会計年度では黒字化を達成しております。

当連結会計年度の当社財政状態は、総資産1,085,885百万円（前連結会計年度末比56,041百万円減）、負債863,051百万円（同65,984百万円減）、純資産222,833百万円（同9,943百万円増）となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、848,446百万円（前連結会計年度末比67,796百万円増）となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に税金等調整前当期純利益39,780百万円、ATM未決済資金の純増減77,146百万円、預金の純増減5,095百万円等の増加要因が、普通社債の発行及び償還による増減△30,000百万円等の減少要因を上回ったことにより、89,619百万円の収入（前連結会計年度比27,852百万円減）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に有価証券の取得による支出△16,171百万円、無形固定資産の取得による支出△11,100百万円等の減少要因が、有価証券の償還による収入27,920百万円等の増加要因を上回ったことにより5,801百万円の支出（同29,081百万円増）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払額△13,635百万円、自己株式の取得による支出△3,857百万円等の減少要因により、16,009百万円の支出（同3,762百万円減）となりました。

③ 生産、受注及び販売の実績

銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表作成にあたっての重要な事項は、「第5 経理の状況 1 (1) 連結財務諸表」の「注記事項」に記載のとおりであります。

なお、当連結会計年度末現在において新型コロナウイルス感染症の重要な影響を受ける会計上の見積りはありません。

② 国内事業セグメント

・ A T Mプラットフォーム事業

当連結会計年度も、決済手段の多様化に伴うお客さまのニーズの変化に柔軟に対応すべく、新たなA T Mの価値創造を積極的に推進し、A T Mをご利用いただくお客さまの利便性向上に努めました。

お客さまのニーズにお応えし、更なるA T M利用者拡大のため、2019年7月に現金でのチャージ取引を開始した「PayPay」等、新たなカテゴリーとして金融機関以外の資金移動業者等との新規提携を積極的に進めました。

2019年10月の消費税率引上げに伴い開始された「キャッシュレス・消費者還元事業」等を契機に日本国内でのキャッシュレス決済が拡大し、当社A T Mを利用した各種キャッシュレス決済への現金でのチャージ取引件数が大幅に増加しました。

このような取組みの結果、2019年9月には6年ぶりにA T M 1日1台当たり平均利用件数の前年同月比が100%を超過いたしました。2020年3月より新型コロナウイルス感染症拡大の影響から一部のA T Mに利用件数減少の予兆がみられたものの、2020年3月のA T M 1日1台当たり平均利用件数の前年同月比は101.2%と底堅く推移いたしました。

当連結会計年度末現在の提携金融機関等は、銀行123行、信用金庫253庫、信用組合124組合、労働金庫13庫、J Aバンク1業態、J Fマリンバンク1業態、商工組合中央金庫1庫、証券会社10社、生命保険会社7社、その他金融機関・事業会社等79社の計612社（注）となりました。A T M設置台数は25,215台（前連結会計年度末比0.2%増）、A T M 1日1台当たり平均利用件数は92.1件（前連結会計年度比0.2%減）、A T M総利用件数は849百万件（同2.3%増）と当社の基幹事業であるA T Mプラットフォーム事業は堅調に推移いたしました。

なお、ライフスタイルの変化、スマートフォンの普及等、時代の変化に対応した第4世代A T Mの設置を2019年9月より開始いたしました。順調に入替設置を推進しており、2020年3月末時点での第4世代A T M設置台数は1,150台となりました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、先行き不透明な事業環境が予想されますが引続き従来の概念に捉われないA T Mの価値創造を通じ、社会の変化・お客さまニーズの変化に柔軟に対応したA T Mプラットフォーム事業を推進してまいります。

（注）J Aバンク及びJ Fマリンバンクについては、業態としてそれぞれ1つとしております。

・ 決済口座事業

当連結会計年度末現在、個人のお客さまの預金口座数は2,179千口座（前連結会計年度末比8.8%増）、個人向け預金残高は4,586億円（同5.5%増）、個人向けローンサービスの残高は232億円（同2.6%増）となりました。

デビット付きキャッシュカードは「キャッシュレス・消費者還元事業」の登録決済事業者として参画したことも寄与し口座数は順調に増加し、602千口座（同24.2%増）となりました。

海外送金サービスは契約口座数・送金件数ともに順調に増加し、当連結会計年度における送金件数は1,214千件（前連結会計年度比6.1%増）となりました。また、海外送金サービスを通じて得た知見を活かし、居住外国人の方への、生活における金融サービスインフラを提供することを目的とした当社連結子会社として資金移動業務を営む株式会社セブン・グローバルレミット（当社出資比率100%）、貸金業等を営む株式会社C r e d d F i n a n c e（当社出資比率60%）を設立し、営業開始にむけた準備を推進いたしました。

近年、金融犯罪の手口は高度化・巧妙化し新たな社会課題として認識されております。このような課題に対応し、安心・安全な金融サービスの提供に貢献するため、当社連結子会社の株式会社バンク・ビジネスファクトリーでは、当社からの事務受託に加え、当社の金融犯罪対策のノウハウを活かしマネー・ローンダリング対策等の事務受託事業を推進しております。

また、当社の持つ金融犯罪対策のノウハウや日本全国25,000台以上のATM網、ISIDの技術力を活かし、ISIDと合併で当社連結子会社として株式会社ACSION（当社出資比率60%）を設立し、不正取引の監視・検知サービス等を提供する事業の開始準備を進めております。

③ 海外事業セグメント

・米国

当社連結子会社のFCTI, Inc. では米国セブン・イレブン店舗内に設置したATMの安定稼働を実現しております。米国セブン・イレブン店舗以外に設置している低採算ATMを計画的に整理したことにより、米国セブン・イレブン店舗内設置ATMの8,465台を加えた、2019年12月末時点の合計ATM設置台数は10,886台（2018年12月末比14.9%減）となりました。また、FCTI, Inc. の連結対象期間（2019年1～12月）の業績は、経常収益254.0百万米ドル、経常利益6.3百万米ドル、当期純利益6.6百万米ドルとなりました。

・アジア

インドネシアにおける当社連結子会社PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONALは、自社ATM運営を事業の柱として事業拡大を推進し、2019年12月末時点でのATM台数は200台（2018年12月末比108.3%増）と着実に設置台数を増加させております。

また、フィリピンでの当社連結子会社Pito AxM Platform, Inc. は、フィリピン最大手のコンビニエンスストア運営会社であるPhilippine Seven Corporationとの間で、フィリピン国内のセブン・イレブン店舗でのATM設置・運営・保守事業等の展開を目的とした業務提携契約を2020年2月に締結いたしました。

④ 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの運転資金・設備資金については、預金を主とする負債及び自己資本により充当しております。

当社グループの資金調達は、ATM装填用現金等の運転資金及びATM・システム関連投資等の設備投資資金の調達に大別され、金利動向等を踏まえてベースとなる資金を預金、長期借入や社債発行等により確保した上で、日々の調達額の変動をコール市場からの調達により賄っております。

当連結会計年度末における現金預け金は848,446百万円であり、上記運転資金・設備資金を十分な水準にて確保しており、また、資金流動性確保に懸念はないものと考えております。

なお、当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況については、上記「(1) ② キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

⑤ 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の「(2) 目標とする経営指標」に記載のとおり、当社はグループ企業価値の最大化のための経営指標として、連結経常収益及び連結経常利益を重視しております。

2021年3月期は、世界的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症の更なる拡大や長期化、それに伴う各国政府の規制強化等も予想され、経済環境の先行きが不透明なことから、現時点では当社グループの適正かつ合理的な業績予想の算定が困難となります。そのため2021年3月期の業績予想については一旦未定とさせていただきます。今後業績予想が可能となった時点で速やかに公表いたします。

(3) 国内・海外別収支

当連結会計年度の資金運用収支は前連結会計年度比52百万円増加し2,895百万円、役員取引等収支は同597百万円増加し103,974百万円、その他業務収支は同123百万円増加し281百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	2,859	△44	28	2,842
	当連結会計年度	2,905	△26	16	2,895
うち資金運用収益	前連結会計年度	3,542	1	△13	3,529
	当連結会計年度	3,575	3	△10	3,569
うち資金調達費用	前連結会計年度	682	46	△42	686
	当連結会計年度	670	30	△26	674
役員取引等収支	前連結会計年度	95,858	7,518	—	103,377
	当連結会計年度	96,405	7,569	—	103,974
うち役員取引等収益	前連結会計年度	115,147	27,466	—	142,614
	当連結会計年度	116,641	27,638	—	144,280
うち役員取引等費用	前連結会計年度	19,288	19,948	—	39,236
	当連結会計年度	20,235	20,069	—	40,305
その他業務収支	前連結会計年度	208	△22	△28	158
	当連結会計年度	296	—	△15	281
うちその他業務収益	前連結会計年度	325	—	△50	275
	当連結会計年度	296	—	△15	281
うちその他業務費用	前連結会計年度	116	22	△22	116
	当連結会計年度	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内に本店を有する連結子会社（以下、「国内連結子会社」という。）であります。

2. 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社（以下、「海外連結子会社」という。）であります。

3. 特定取引収支はありません。

4. 「相殺消去額」には、「国内」、「海外」間の内部取引の相殺消去額等を記載しております。

(4) 国内・海外別資金運用／調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定平均残高は前連結会計年度比31,821百万円増加し147,256百万円、利息は同39百万円増加し3,569百万円、利回りは同0.63%減少し2.42%となりました。また、資金調達勘定平均残高は同46,496百万円増加し836,970百万円、利息は同12百万円減少し674百万円、利回りは0.08%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	133,511	3,542	2.65
	当連結会計年度	153,658	3,575	2.32
うち貸出金	前連結会計年度	23,966	3,433	14.32
	当連結会計年度	23,631	3,462	14.64
うち有価証券	前連結会計年度	97,364	21	0.02
	当連結会計年度	85,395	26	0.03
うちコールローン	前連結会計年度	1,464	0	0.01
	当連結会計年度	1,617	0	0.01
うち預け金	前連結会計年度	10,716	86	0.80
	当連結会計年度	43,013	86	0.20
資金調達勘定	前連結会計年度	790,453	682	0.08
	当連結会計年度	836,970	670	0.08
うち預金	前連結会計年度	622,586	119	0.01
	当連結会計年度	681,074	99	0.01
うち譲渡性預金	前連結会計年度	2,734	0	0.00
	当連結会計年度	822	0	0.01
うちコールマネー	前連結会計年度	52,900	△37	△0.07
	当連結会計年度	26,956	△12	△0.04
うち借入金	前連結会計年度	10,000	69	0.69
	当連結会計年度	1,640	11	0.70
うち社債	前連結会計年度	102,232	530	0.51
	当連結会計年度	126,475	570	0.45

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
資金運用勘定	前連結会計年度	48	1	2.95
	当連結会計年度	259	3	1.44
うち貸出金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールローン	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	48	1	2.95
	当連結会計年度	259	3	1.44
資金調達勘定	前連結会計年度	1,067	46	4.34
	当連結会計年度	567	30	5.35
うち預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	1,067	46	4.34
	当連結会計年度	567	30	5.35
うち社債	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

(注) 1. 一部の海外連結子会社については、原則として月末毎の残高に基づく平均残高等を利用しております。
2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

③ 合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り（%）
		小計	相殺消去額（△）	合計	小計	相殺消去額（△）	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	133,560	△18,126	115,434	3,543	△13	3,529	3.05
	当連結会計年度	153,917	△6,661	147,256	3,579	△10	3,569	2.42
うち貸出金	前連結会計年度	23,966	△1,046	22,919	3,433	△13	3,419	14.92
	当連結会計年度	23,631	△566	23,064	3,462	△10	3,451	14.96
うち有価証券	前連結会計年度	97,364	△17,079	80,284	21	—	21	0.02
	当連結会計年度	85,395	△6,094	79,300	26	—	26	0.03
うちコールローン	前連結会計年度	1,464	—	1,464	0	—	0	0.01
	当連結会計年度	1,617	—	1,617	0	—	0	0.01
うち預け金	前連結会計年度	10,765	—	10,765	87	—	87	0.81
	当連結会計年度	43,272	—	43,272	90	—	90	0.20
資金調達勘定	前連結会計年度	791,521	△1,046	790,474	729	△42	686	0.08
	当連結会計年度	837,537	△566	836,970	700	△26	674	0.08
うち預金	前連結会計年度	622,586	—	622,586	119	—	119	0.01
	当連結会計年度	681,074	—	681,074	99	—	99	0.01
うち譲渡性預金	前連結会計年度	2,734	—	2,734	0	—	0	0.00
	当連結会計年度	822	—	822	0	—	0	0.01
うちコールマネー	前連結会計年度	52,900	—	52,900	△37	—	△37	△0.07
	当連結会計年度	26,956	—	26,956	△12	—	△12	△0.04
うち借入金	前連結会計年度	11,067	△1,046	10,020	116	△42	74	0.73
	当連結会計年度	2,207	△566	1,641	41	△26	15	0.95
うち社債	前連結会計年度	102,232	—	102,232	530	—	530	0.51
	当連結会計年度	126,475	—	126,475	570	—	570	0.45

（注）「相殺消去額」とは、連結会社間に係る相殺消去額であります。

(5) 国内・海外別役員取引の状況

当連結会計年度の役員取引等収益は、A T M関連業務136,486百万円及び為替業務3,062百万円等により合計で前連結会計年度比1,665百万円増加し144,280百万円となりました。役員取引等費用は、A T M関連業務35,900百万円及び為替業務1,591百万円等により合計で同1,068百万円増加し40,305百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
役員取引等収益	前連結会計年度	115,147	27,466	—	142,614
	当連結会計年度	116,641	27,638	—	144,280
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	155	—	—	155
	当連結会計年度	194	—	—	194
うち為替業務	前連結会計年度	2,750	—	—	2,750
	当連結会計年度	3,062	—	—	3,062
うちA T M関連業務	前連結会計年度	107,858	27,466	—	135,324
	当連結会計年度	108,855	27,631	—	136,486
役員取引等費用	前連結会計年度	19,288	19,948	—	39,236
	当連結会計年度	20,235	20,069	—	40,305
うち為替業務	前連結会計年度	1,476	—	—	1,476
	当連結会計年度	1,591	—	—	1,591
うちA T M関連業務	前連結会計年度	15,981	19,029	—	35,010
	当連結会計年度	16,775	19,124	—	35,900

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

(6) 国内・海外別預金残高の状況

○預金の種類別残高 (末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
預金合計	前連結会計年度	678,664	—	—	678,664
	当連結会計年度	683,760	—	—	683,760
うち流動性預金	前連結会計年度	446,761	—	—	446,761
	当連結会計年度	451,690	—	—	451,690
うち定期性預金	前連結会計年度	231,503	—	—	231,503
	当連結会計年度	231,971	—	—	231,971
うちその他	前連結会計年度	399	—	—	399
	当連結会計年度	98	—	—	98
譲渡性預金	前連結会計年度	810	—	—	810
	当連結会計年度	800	—	—	800
総合計	前連結会計年度	679,474	—	—	679,474
	当連結会計年度	684,560	—	—	684,560

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3. 流動性預金＝普通預金

4. 定期性預金＝定期預金

(7) 国内・海外別貸出金残高の状況

業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内	22,688	100.00	23,283	100.00
個人	22,688	100.00	23,283	100.00
その他	—	—	—	—
合計	22,688	—	23,283	—

（注）「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、海外の貸出金期末残高はありません。

(8) 国内・海外別有価証券の状況

○有価証券残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額（△）	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
地方債	前連結会計年度	30,864	—	—	30,864
	当連結会計年度	22,756	—	—	22,756
短期社債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
社債	前連結会計年度	45,818	—	—	45,818
	当連結会計年度	40,614	—	—	40,614
株式	前連結会計年度	5,912	—	—	5,912
	当連結会計年度	3,837	—	—	3,837
その他の証券	前連結会計年度	8,976	—	△5,933	3,043
	当連結会計年度	9,823	—	△6,119	3,703
合計	前連結会計年度	91,572	—	△5,933	85,639
	当連結会計年度	77,031	—	△6,119	70,911

- （注） 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。
 2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。
 3. 「その他の証券」には、外国株式を含んでおります。
 4. 「相殺消去額」には、当社及び海外連結子会社の資本連結に伴い相殺消去した金額を記載しております。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

(単位：百万円、%)

	2020年3月31日
1. 連結自己資本比率（2／3）	50.11
2. 連結における自己資本の額	192,505
3. リスク・アセットの額	384,116
4. 連結総所要自己資本額	15,364

単体自己資本比率（国内基準）

(単位：百万円、%)

	2020年3月31日
1. 自己資本比率（2／3）	55.64
2. 単体における自己資本の額	203,479
3. リスク・アセットの額	365,693
4. 単体総所要自己資本額	14,627

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2019年3月31日	2020年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	33	39
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
正常債権	218,405	105,638

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 基本契約

会社名	契約内容	契約期間	手数料
株式会社セブン - イレブン・ジャパン	同社の主宰するセブン - イレブンコンビニエンスストアに対する当社のATM設置及び管理業務に関する契約	2001年5月7日から5年間とし、期間満了日の6ヶ月前までに双方の書面による契約終了の意思表示のない限り、自動的に5年間更新されることになっており、現在自動更新期間中であります。	ATM設置支払手数料として、ATM1台毎の月額固定手数料と金融取引1件毎の従量手数料を支払っております。
株式会社イトーヨーカ堂	同社の店舗等への当社のATM設置及び管理業務に関する契約	2001年5月7日から1年間とし、期間満了日の2ヶ月前までに双方いずれからも更新拒絶の意思表示のない限り、自動的に1年間更新されることになっており、現在自動更新期間中であります。	ATM設置支払手数料として、ATM1台毎の月額固定手数料と金融取引1件毎の従量手数料を支払っております。

(2) 業務提携契約

当社は、ATM業務提携先の金融機関等と提携契約を締結しております。当該契約に基づき、当社は、提携金融機関等に代わって、提携金融機関等のお客さまに、当社ATMを介した出金、入金及び残高照会等のサービスを提供しております。

当社は、ATMを利用した本サービスの対価として、提携金融機関等からATM受入手数料を受取っており、当社の主要な収益源となっております。なお、提携金融機関のうち、当社が各地域で現金準備等を依頼している提携先には、ATM支払手数料を支払っております。

(3) ATM設置契約

当社連結子会社のFCTI, Inc. は、7-Eleven, Inc. との間で、米国内のセブン - イレブン店舗を対象とするATM設置契約を締結しております。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループは、主力事業であるATM事業拡大のため、ATMを購入したほか、新サービス拡充等のためのソフトウェア開発等のシステム投資を行っております。

なお、当連結会計年度の設備投資額は、国内事業が16,570百万円、海外事業が124百万円であります。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(2020年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	設備 の内容	建物	動産	その他	合計	従業員数 (人)
						帳簿価額(百万円)				
当社	—	本店	東京都千代田区	国内	店舗他	483	65	—	548	401
	—	事務センター (横浜) 他	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	国内	事務センター他	45	9	—	55	8
	—	ATMコールセンター (東京) 他	東京都墨田区	国内	コールセンター他	31	68	—	100	33
	—	ATMコールセンター (大阪) 他	大阪府豊中市	国内	コールセンター他	77	26	—	104	28
	—	システム運用センター他	神奈川県横浜市保土ヶ谷区他	国内	システム運用センター他	44	1,719	—	1,764	4
	—	本店出張所他	東京都台東区他	国内	店舗	833	855	—	1,688	15
	—	ATM	東京都千代田区他	国内	ATM	—	7,318	—	7,318	—
	—	本店他	東京都千代田区他	国内	ソフトウェア	—	—	20,595	20,595	—
連結 子会社	FCTI, Inc.	本店、ATM他	アメリカ合衆国カリフォルニア州他	海外	店舗、ATM他	3	1,822	164	1,990	83
	PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL	本店、ATM他	インドネシア共和国ジャカルタ首都特別州	海外	店舗、ATM他	0	28	3	31	23
	株式会社バンク・ビジネスファクトリー	事務センター (横浜) 他	神奈川県横浜市保土ヶ谷区他	国内	事務センター他	20	43	152	216	98
	株式会社セブン・ペイメントサービス	本店	東京都千代田区	国内	—	—	—	—	—	10
	Pito AxM Platform, Inc.	本店、ATM他	フィリピン共和国マニラ首都圏マカティ市	海外	事務機械他	—	4	—	4	—
	株式会社セブン・グローバルレミット	本店他	東京都千代田区	国内	事務機械他	—	2	—	2	—
	株式会社ACSiON	本店他	東京都千代田区	国内	店舗、ソフトウェア他	3	8	14	26	8
	株式会社Credd Finance	本店	東京都千代田区	国内	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 金額には消費税等を含んでおりません。

2. 当社グループにおける建物(建物附属設備を除く)は全て賃借であり、年間賃借料は1,038百万円であります。

3. 帳簿価額には、建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定の金額を含んでおりません。
4. 連結子会社の各数値は連結決算数値であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

2020年度以降の投資予定額等につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により未確定要素が多いことから、合理的な算定が困難であるため、提出日現在においては未定であります。

(2) 除却

記載すべき重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	4,763,632,000
計	4,763,632,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） (2020年3月31日)	提出日現在 発行数（株） (2020年6月23日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,179,129,000	1,179,129,000	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	1,179,129,000	1,179,129,000	—	—

(注) 提出日現在発行数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

2020年6月22日開催の第19回定時株主総会において、従来の株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、信託を活用した業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）へ移行することを決議しております。また、本制度への移行に伴い、付与済みの新株予約権のうち未行使のものにつきましては、本制度に基づく応分のポイントを付与することを条件として権利放棄することといたします。

なお、業績連動型株式報酬制度の内容については、「(8)役員・従業員株式所有制度の内容」に記載しております。

決議年月日	2008年6月18日	2009年7月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役：5	当社取締役：4 当社執行役員：5
新株予約権の数(個) ※	45 (注) 1	64 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 45,000 (注) 2、3	普通株式 64,000 (注) 2、3
新株予約権の行使時の払込金額 ※	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。	
新株予約権の行使期間 ※	2008年8月13日～2038年8月12日	2009年8月4日～2039年8月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 1,000株当たり236,480円 資本組入額 1,000株当たり118,240円	発行価格 1,000株当たり221,862円 資本組入額 1,000株当たり110,931円
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5	

決議年月日	2010年7月9日	2011年7月1日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役：5	当社取締役：5 当社執行役員：8
新株予約権の数(個) ※	180 (注) 1	200 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 180,000 (注) 2、3	普通株式 200,000 (注) 2、3
新株予約権の行使時の払込金額 ※	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。	
新株予約権の行使期間 ※	2010年8月10日～2040年8月9日	2011年8月9日～2041年8月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 1,000株当たり139,824円 資本組入額 1,000株当たり 69,912円	発行価格 1,000株当たり127,950円 資本組入額 1,000株当たり 63,975円
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5	

決議年月日	2012年7月6日	2013年7月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役：6 当社執行役員：7	当社取締役：6 当社執行役員：7
新株予約権の数(個) ※	166 (注) 1	103 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 166,000 (注) 2	普通株式 103,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。	
新株予約権の行使期間 ※	2012年8月7日～2042年8月6日	2013年8月6日～2043年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 1,000株当たり175,000円 資本組入額 1,000株当たり 87,500円	発行価格 1,000株当たり312,000円 資本組入額 1,000株当たり156,000円
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5	

決議年月日	2014年7月4日	2015年7月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役：6 当社執行役員：8	当社取締役：6 当社執行役員：9
新株予約権の数(個) ※	99 (注) 1	77 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 99,000 (注) 2	普通株式 77,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。	
新株予約権の行使期間 ※	2014年8月5日～2044年8月4日	2015年8月11日～2045年8月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 1,000株当たり370,000円 資本組入額 1,000株当たり185,000円	発行価格 1,000株当たり537,000円 資本組入額 1,000株当たり268,500円
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5	

決議年月日	2016年7月1日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役：6 当社執行役員：9
新株予約権の数(個) ※	199 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 199,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間 ※	2016年8月9日～2046年8月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 1,000株当たり302,000円 資本組入額 1,000株当たり151,000円
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という）は、1,000株とします。
2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切捨てるものとします。

3. 2011年12月1日付にて、1株につき1,000株に株式分割を実施しております。
4. (1) 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日または執行役員の地位を喪失した日（新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日）の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとします。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによります。
(3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによります。
5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切捨てるものとします。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (7) 新株予約権の行使の条件
 「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定します。
- (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由
 以下に準じて決定します。
- ① 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 b. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
 c. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- ③ 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- (9) 2008年6月18日決議の事項は、2008年7月18日の取締役会決議により一部修正された内容となります。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年4月1日～ 2017年3月31日 (注) 1	527	1,191,528	58	30,572	58	30,572
2018年4月1日～ 2019年3月31日 (注) 1	936	1,192,464	106	30,679	106	30,679
2019年8月20日 (注) 2	△13,500	1,178,964	—	30,679	—	30,679
2019年4月1日～ 2020年3月31日 (注) 1	165	1,179,129	23	30,702	23	30,702

- (注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。
 2. 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	61	36	283	463	161	96,236	97,240	—
所有株式数(単元)	—	2,333,219	172,444	5,861,292	2,083,539	2,120	1,338,243	11,790,857	43,300
所有株式数の割合(%)	—	19.79	1.46	49.71	17.67	0.02	11.35	100.00	—

(注) 1. 自己株式128株は「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に28株含まれております。

2. 「金融機関」の欄には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式7,984単元が含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8-8	453,639	38.47
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町8-8	46,961	3.98
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日2-18-2	45,000	3.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	41,890	3.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	36,488	3.09
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM44 (常任代理人 香港上海銀行東京支店カスタディ業務部)	P. O. BOX 1631 BOSTON, MASSACHUSETTS 02105-1631	15,562	1.31
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	15,000	1.27
第一生命保険株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1-13-1	15,000	1.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1-8-11	13,422	1.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	13,418	1.13
計	—	696,383	59.05

(注) 1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	39,240千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	31,089千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	13,422千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	13,418千株

2. 上記の発行済株式より除く自己株式には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式は含まれておりません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,179,085,600	11,790,856	同上
単元未満株式	普通株式 43,300	—	—
発行済株式総数	1,179,129,000	—	—
総株主の議決権	—	11,790,856	—

(注) 1. 「単元未満株式」欄の株式数には、当社所有の自己株式28株が含まれております。

2. 「完全議決権株式(その他)」欄の株式数には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式798,528株(議決権の数7,984個)が含まれております。

② 【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社セブン銀行	東京都千代田区丸の内 一丁目6番1号	100	—	100	0.0
計	—	100	—	100	0.0

(注) 役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式は、上記の自己保有株式には含めておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

① 取締役に対する業績連動型株式報酬制度

当社は、当社の取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く。以下同じ。）に対して、中長期的に継続した業績向上への意欲を一層高めることを目的に、役員報酬B I P信託による業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

(a) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める取締役株式交付規程に従って、当社株式等が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。本制度は2021年3月末日で終了する事業年度から2023年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度を対象期間とし、信託期間の満了時に信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度をそれぞれ対象期間とします。なお、2020年6月22日開催の第19回定時株主総会において、取締役に付与済である株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権のうち未行使のものを本制度に移行することが承認可決されており、2020年度中に株式報酬型ストック・オプションから本制度への移行を予定しております。

(b) 対象者に給付する予定の株式の総数または総額

対象期間において上限8億円（うち4億円は株式報酬型ストック・オプションからの移行措置分）の金銭（信託報酬及び信託費用を含む。）を信託し、当該信託された金銭を原資として当社株式210万株（うち90万株は株式報酬型ストック・オプションからの移行措置分）を上限として対象者に交付する予定です。

(c) 本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

取締役のうち受益者要件を充足する者

② 執行役員に対する業績連動型株式報酬制度

当社は、当社の執行役員（海外居住者を除く。以下同じ。）に対して、中長期的に継続した業績向上への意欲を一層高めることを目的に、株式付与E S O P信託による業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

(a) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、執行役員に対して、当社が定める執行役員株式交付規程に従って、当社株式等が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。本制度は2021年3月末日で終了する事業年度から2023年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度を対象期間とし、信託期間の満了時に信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度をそれぞれ対象期間とします。なお、執行役員に付与済である株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権のうち未行使のものを2020年度中に本制度に移行することを予定しております。

(b) 対象者に給付する予定の株式の総数または総額

対象期間において上限6億円（うち1億円は株式報酬型ストック・オプションからの移行措置分）の金銭（信託報酬及び信託費用を含む。）を信託し、当該信託された金銭を原資として当社株式220万株（うち20万株は株式報酬型ストック・オプションからの移行措置分）を上限として対象者に交付する予定です。

(c) 本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

執行役員のうち受益者要件を充足する者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2019年5月10日) での決議状況 (取得期間 (約定日基準) 2019年5月13日～2019年7月31日)	上限13,500,000	上限5,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	13,500,000	3,857,629,813
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	1,142,370,187
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	0.00	22.84
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	0.00	22.84

(注) 1. 「当期間における取得自己株式」には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの株式の取得による株式数は含まれておりません。

2. 「当期間における取得自己株式」は受渡日基準で記載しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	13,500,000	3,857,629,813	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	128	—	128	—

(注) 1. 当期間における「保有自己株式数」には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの株式の取得による株式数は含まれておりません。

2. 「保有自己株式数」には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式数を含めておりません。

3. 「保有自己株式数」は受渡日基準で記載しております。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つと位置づけ、剰余金の配当については、株主への適正な利益還元の観点から、成長に向けた新たな分野への積極投資、インフラ事業者として事業継続に必要なリスクへの備えとのバランスを勘案しつつ、現金による継続的な安定配当を実現できるよう努力することを基本方針としております。連結配当性向については年間40%を最低目標とし、配当回数については年2回（中間配当及び期末配当）を基本方針としております。なお、当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の1株当たりの配当金は、業績を踏まえ、中間配当5円50銭に期末配当5円50銭を加えた年間11円00銭としております。

内部留保資金については、運転資金としてのATM装填用現金や設備投資資金に充当するほか、成長投資への備えとする予定であります。

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上することとされております。なお、当事業年度における当該剰余金の配当に係る資本準備金及び利益準備金の計上額はありません。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2019年11月8日 取締役会決議	6,485	5.50
2020年5月22日 取締役会決議	6,485	5.50

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

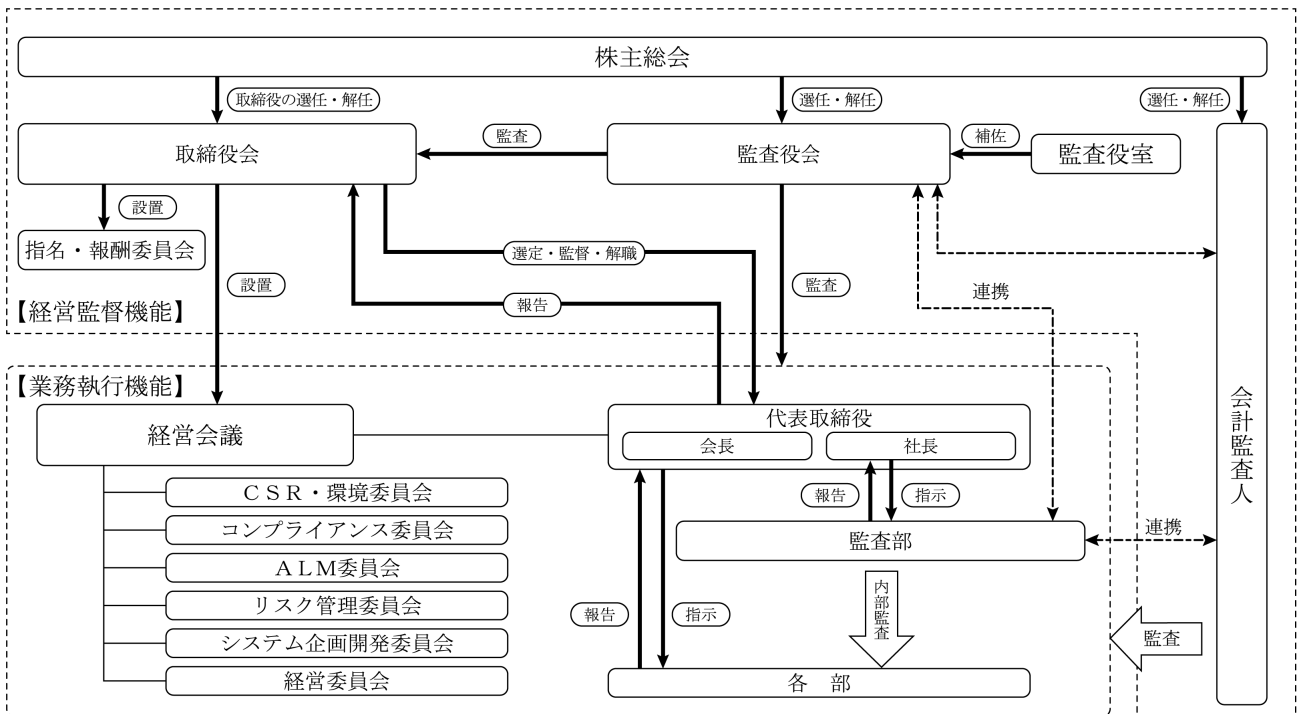
当社は、広く預金を預かるとともに、公共インフラ的性格を有するATMネットワークを保有・運営する銀行として、規律ある経営を行うことが社会的信頼に應えるために不可欠と考え、意思決定における透明性・公正性・迅速性の確保、業務執行における役割と責任の所在の明確化、経営監督機能の強化、業務の適正を確保するための体制整備及びコンプライアンス体制の充実を推進し、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を追求いたします。当社が具体的に取組むべきことを明確にすること、並びに株主の皆さまへの説明責任を果たすため、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しており、当社ホームページで公表しております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

A. 企業統治の体制の概要

当社では、企業統治の体制として監査役会設置会社を採用し、企業統治の体制の主たる機関として、取締役会及び監査役会を設置しつつ、その補完機関として経営会議、指名・報酬委員会等を設置しております。

コーポレート・ガバナンスの状況については、以下のとおりであります。



当社の取締役会は、取締役7名（うち社外取締役4名）で構成され、原則として毎月1回開催し、会社経営に関する基本方針及び業務運営に関する重要事項の決定並びに業務執行取締役及び執行役員の職務の執行を監督しております。

取締役会の機能を補完するため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会を設置し、取締役会の委任を受けて、株主総会議案として取締役候補者を取締役会に推薦すること、及び取締役会議案として執行役員候補者を取締役会に推薦すると同時に、取締役等の後継者計画を監督しております。指名・報酬委員会は、当社の取締役及び執行役員に関する次の事項等を審議しております。

- a. 報酬及び賞与に関する事項
- b. その他報酬に関する重要事項
- c. 取締役候補者及び執行役員候補者の推薦に関する事項
- d. 代表取締役候補者及び役付取締役候補者の推薦に関する事項
- e. その他取締役の人事に関する重要事項

取締役会は、その傘下に取締役会が委任する範囲の業務執行に係る意思決定機関として経営会議を設けております。経営会議は、原則として毎週1回開催し、取締役会付議事項の事前協議を行うとともに、重要な業務計画、重要な財産の取得・処分、信用供与に関する重要な事項、多額の借財・経費支出、債権管理に関する重要な事項、社員の賞罰、社員の重要な勤務条件・福利厚生に関わる事項、重要な組織の設置・変更及び廃止、重要な規則・重要な規程の制定及び改廃、その他重要な業務執行に関する決議を行っております。なお、当社は2006年6月から執行役員制度を採用し、経営会議の構成員は執行役員及び取締役会が指名した者となっております。

当社の監査役会は、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成され、原則として毎月1回以上開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い又は決議を行っております。また、監査役会は代表取締役及び内部監査部署、会計監査人と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要事項等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行っております。

また、監査役は取締役会をはじめとした当社の重要な会議に出席し、取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等の法的義務の履行状況を、以下の観点から監視、検証しております。

- f. 事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと
 - g. 意思決定過程が合理的であること
 - h. 意思決定内容が法令又は定款に違反していないこと
 - i. 意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理ではないこと
 - j. 意思決定が取締役の利益又は第三者の利益ではなく会社の利益を第一に考えてなされていること
- なお、監査役を補佐し、監査役会を円滑に運営するため、監査役室を設置し、社員を配置しております。

主たる機関ごとの構成員は次のとおりであります。（◎は議長、委員長を表す。）

役名	氏名	取締役会 ※1	指名・報酬 委員会	経営会議	監査役会
代表取締役会長	二子石 謙輔	○	○	○	
代表取締役社長	舟竹 泰昭	◎	○	◎	
取締役（非常勤）	後藤 克弘	○			
取締役（非常勤）※2	木川 眞	○			
取締役（非常勤）※2	伊丹 俊彦	○	○		
取締役（非常勤）※2	福尾 幸一	○	◎		
取締役（非常勤）※2	黒田 由貴子	○			
常勤監査役	清水 明彦				◎
常勤監査役	石黒 和彦				○
監査役（非常勤）※3	寺島 秀昭				○
監査役（非常勤）※3	唐下 雪絵				○
（執行役員）	他11名※4			○	

※1. 取締役会の議長については、定款に定めるとおり、取締役会において予め定めた取締役がこれに当たります。また、予め定めた取締役に事故がある時は、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わります。

※2. 会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

※3. 会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

※4. 子会社へ出向している執行役員1名を除いております。

B. 企業統治の体制を採用する理由

企業統治の体制として、取締役会においては、業務に精通した業務執行取締役を中心に、豊富な経験や各種分野における高い見識を有する社外取締役の助言・提案を取入れるとともに、監査役による経営監督機能を活用することにより、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、本体制を採用しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

A. 内部統制システムの整備の状況

・取締役会における決議内容

会社法第362条第4項第6号に規定する体制の整備について、当社が実施すべき事項を2006年5月8日開催の取締役会で決議いたしました。本決議の内容については、年度毎に進捗状況をレビューし見直しを行っております。その概要は以下のとおりであります。

a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、経営にあたってコンプライアンスを実践するため、「コンプライアンス方針」・「遵守基準」を定める。取締役は、コンプライアンスへの取組状況の概要を定期的にと取締役会に報告する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、適切かつ確実に保存・管理し、取締役又は監査役から要請があった場合に速やかに開示する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、当社経営に係る損失の危険を適切に管理し、経営の健全性と効率性を確保するため、リスク管理を体系的に規定する「リスク管理方針」を定める。取締役は、リスク管理に関する事項を定期的にと取締役会に報告する。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、「取締役会規則」を制定のうえ付議・報告すべき重要事項を規定し、取締役会の効率的な運営を図る。取締役会は、業務執行の意思決定効率化のため経営会議を設置し、円滑かつ効率的な職務の執行を図るため執行役員制度を導入する。

e. 社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「コンプライアンス方針」・「遵守基準」に基づいて適切なコンプライアンス体制を整備する。取締役は、社員の職務の執行において、コンプライアンスを確保するための体制構築、施策決定、施策の実施及び実施状況の検証、施策評価につき、最終責任を負う。

f. グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、経営理念を共有するセブン&アイHLDGS.グループの一員として、セブン&アイHLDGS.グループの取締役・社員一体となった遵法意識の醸成を図る。銀行経営の健全性を最優先とし、アームズ・レンダリング・ルール等を遵守しつつ、独立して経営判断を行う体制を整備する。取締役会は、当社及び子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するため、「子会社管理方針」を定め、取締役は、「子会社管理方針」に基づいて、子会社を適切に管理する体制を整備する。

g. 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項

監査役は、その職務を補助する組織として監査役室を設け、監査役室専属の社員を置く。さらに、取締役は、監査役から要請があった場合には、社員に監査業務の補助を行わせるものとする。

h. 監査役室専属の社員の取締役からの独立性に関する事項

人事部担当役員は、監査役室専属の社員の人事異動、人事評価及び懲戒処分につき、事前に常勤監査役へ報告し常勤監査役の同意を得ることを要する。

i. 監査役がその職務を補助すべき社員に対する指示の実効性の確保に関する事項

必要な知識・能力を備えた専任の社員を、監査役室専属の社員として適切な員数を確保し、監査役に、監査役室専属の社員に対する指揮命令権を帰属させる。人事部担当役員は、監査役室専属の社員の人事異動、人事評価及び懲戒処分につき、事前に常勤監査役へ報告し常勤監査役の同意を得ることを要する。また、監査役室専属の社員に対して、業務の適正性を調査し、必要な情報が収集できるための権限が付与されている。

j. 取締役及び社員が当該株式会社の監査役に報告をするための体制

取締役は、監査役会から監査方針・計画及び監査実施状況・結果につき適宜説明を受け、監査役会に報告すべき事項を監査役会と協議して定め、その報告を行う。取締役及び社員は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス上重要な事項を速やかに報告する。子会社においては、当社内の所管部署を定め、当該所管部署が、当該子会社の事業運営及びコンプライアンス、リスク管理等の内部管理等について子会社の取締役及び社員から報告を受け、その報告内容を必要に応じて、監査役に報告する。

k. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告者が、不利な扱いを受けないことについて、社内規程を整備し、また、これらの社内規程を適正に運用する。

l. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

通常の監査費用について、監査役の監査計画に応じて予算化する。また、有事における監査費用又は臨時に支出した費用については、事後、償還を請求することができる。

m. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

取締役、内部監査部署は、監査役会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深める。

・業務の適正を確保するための体制の運用状況

当年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

a. コンプライアンス体制

当社のコンプライアンス全般につき総合的な経営運営の立場から検討・評価を行うことを目的としてコンプライアンス委員会を設置しており、当年度において4回開催しています。委員会では、コンプライアンスに関する課題の把握とその対応策等を検討しています。

また、コンプライアンス・プログラムにて「情報管理態勢の再構築と意識醸成」を重点取組課題に掲げ、各種研修等を実施しています。

b. リスク管理体制

各リスクの管理統括部署より、リスク管理の状況等に関する重要事項を協議し、経営会議に答申することを目的としてリスク管理委員会を設置しており、当年度において4回開催しています。委員会では、各リスクの管理統括部署より、リスク管理の状況、評価等の報告を受け、その対応策等を検討しています。

c. 取締役職務の執行

当年度において取締役会を13回開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針、予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、月次の業績の分析・評価を行い、法令や定款等の適合性と業務の適正性の観点から審議を行っています。

また、社外取締役に対し、経営への影響が大きいと思われる案件に関しては事前説明を行ったり、当社事業の状況への理解をより深めるための取組みを行ったりするなど、審議の充実・効率化のための施策を講じています。

d. グループ管理体制

子会社に対し、当社が承認した事業計画について、その範囲内で業務執行上の一定の裁量を付与しています。その上で、取締役会等において、子会社の取締役等から経営状況等の報告を受け、現況を把握しています。また、当社監査部が子会社の業務監査を定期的実施しています。

e. 監査役職務の執行

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成され、当年度において14回開催しており、常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等が行われています。

また、監査役は、取締役会・経営会議を含む重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人及び監査部と定期的な情報交換を行い、取締役職務の執行について監視をしています。

f. 監査役の監査の実効性の確保

監査役の職務を補助する組織として監査役室を設け、3名の社員が専属し、監査役の業務を補助しています。

取締役は、監査役会から監査方針・計画及び監査実施状況・結果につき適宜説明を受け、監査役会に報告すべき事項を監査役会と協議して定め、その報告が行われています。

取締役及び社員並びに子会社の取締役及び社員から、監査役に対し、法定の事項に加え、全社的に重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス上重要な事項について、適宜報告が行われています。

B. コンプライアンス体制の状況

当社は、法令等の社会的規範の遵守は社会から信頼をしていただく当然の前提であると考え、また、銀行としての公共的使命の高さと社会的責任の重さを十分に認識し、経営の最重要課題であるコンプライアンスの徹底のために以下のとおり取り組んでおります。

a. コンプライアンス体制

当社では、各部署の責任者をコンプライアンスオフィサーとし、担当部署におけるコンプライアンスの徹底やトラブル案件等の相談窓口としての役割を果たさせるとともに、リスク統括部担当役員による全社に亘る統括管理の下、リスク統括部を全社の統括部署として、自己責任、自助努力、相互牽制による自己検証機能を有する組織の確立を図っております。コンプライアンス全般についての重要事項については、経営会議の諮問機関である「コンプライアンス委員会」にて検討・評価を行う体制をとっております。

b. コンプライアンス・プログラム

当社では、事業年度ごとに、コンプライアンスに関する具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定しております。当社のコンプライアンスに関する主な活動は、この「コンプライアンス・プログラム」により実施されております。取締役会において、各期のプログラムの進捗状況、実施状況を検証・評価し、その結果を踏まえ、翌期のプログラムを策定しております。

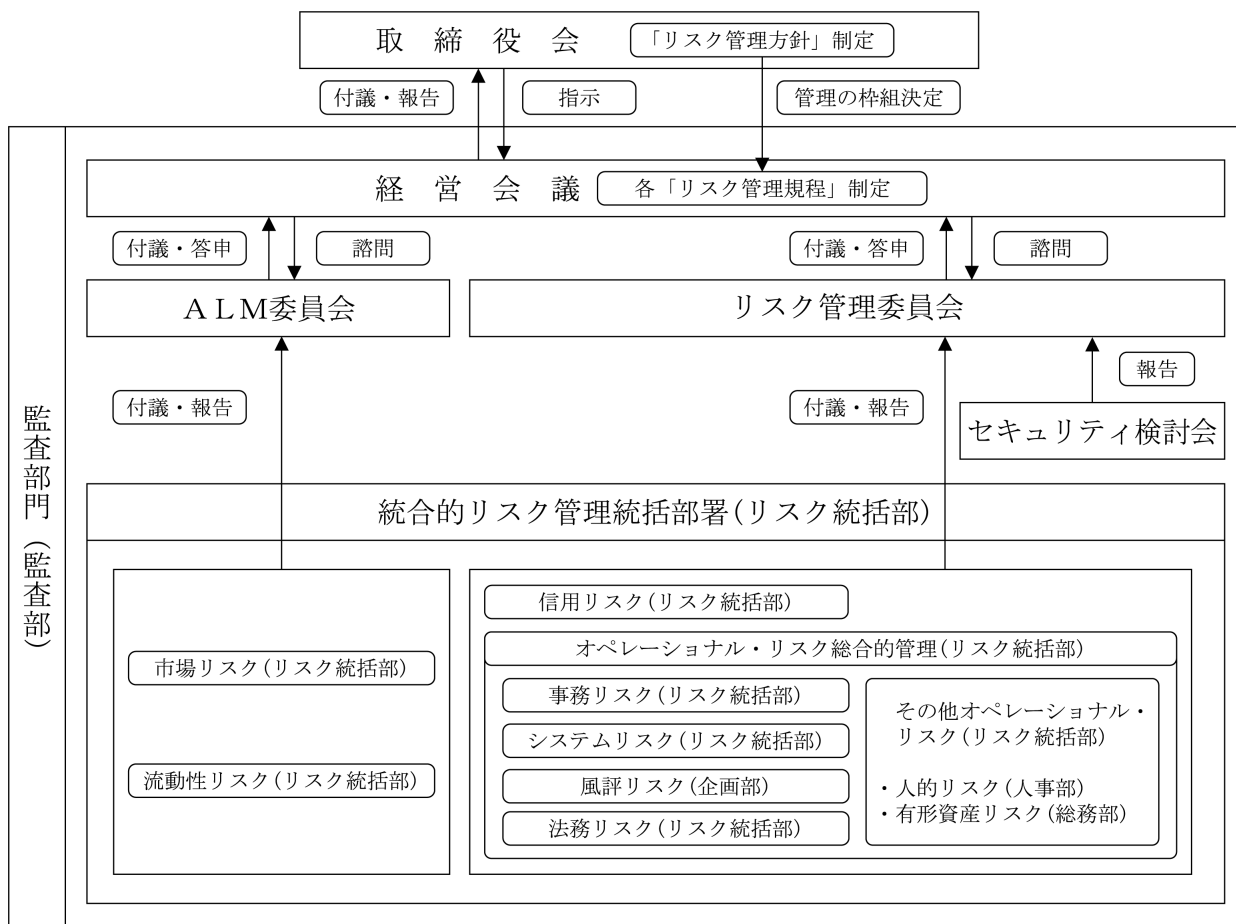
c. コンプライアンス・マニュアル

当社では、コンプライアンス徹底のため、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、定期的に社員全員が読ませを行っております。この内容は、法令の改廃等必要に応じて改訂しております。また、「コンプライアンス・マニュアル」の内容を徹底するため、各種コンプライアンス研修を行っております。

C. リスク管理体制の整備状況

当社は、経営に係る各種のリスク特性を認識し、適切に管理することにより、経営の健全性と効率性を確保するためのリスク管理体制を構築しております。取締役会により決定される「リスク管理方針」により、全社的なリスク管理方針、各種リスク管理方針及びリスク管理組織・体制を定め、この基本方針に基づき、経営会議にてリスク管理に関する諸規程を定めております。

リスク管理組織としては、全社的なリスク管理統括部署としてのリスク統括部リスク管理グループ、各種リスク管理統括部署、内部監査部署としての監査部等を設置しております。また、リスク管理に関する経営会議の諮問機関として、リスク管理委員会及びALM委員会を設置しております。



D. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

④ 取締役の定数

当社の取締役は9名以内とする旨、定款に定めております。

⑤ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨、定款に定めております。

⑥ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑦ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項に基づき、将来の資本政策等の機動性を確保するために取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。

⑧ 剰余金の配当

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、将来の資本政策等の機動性確保を目的に、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議によって定めることとする旨、定款に定めております。

⑨ 取締役、監査役の責任免除の概要

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項に定める賠償責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる旨、定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 9名 女性 2名 (役員のうち女性の比率 18%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)注10
代表取締役 会長	二子石 謙輔	1952年10月6日	1977年4月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2001年4月 株式会社UFJホールディングス(現株式会社三菱UFJファイナンシャル・グループ) リテール企画部長 2002年1月 株式会社UFJ銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 五反田法人営業部長 2003年10月 当社入社 2003年11月 当社業務推進部長 2004年6月 当社取締役 2006年6月 当社取締役執行役員 2007年11月 当社取締役常務執行役員 2009年6月 当社取締役専務執行役員 2010年6月 当社代表取締役社長 2018年6月 当社代表取締役会長(現任)	注4	235,100
代表取締役 社長	舟竹 泰昭	1956年11月29日	1980年4月 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社新生銀行) 入行 2001年7月 株式会社新生銀行リテール業務推進部長 2001年12月 当社入社 2002年10月 当社事業開発部長 2006年5月 当社業務開発部長 2006年6月 当社執行役員業務開発部長 2008年6月 当社取締役執行役員業務推進部長 2010年6月 当社取締役常務執行役員企画部長 2013年6月 当社取締役専務執行役員企画部長 2014年4月 当社取締役専務執行役員 2016年6月 当社取締役副社長執行役員 2018年6月 当社代表取締役社長(現任) 2018年6月 株式会社セブン・ペイ取締役	注4	200,500
取締役 (非常勤)	後藤 克弘	1953年12月20日	1989年7月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社 2002年5月 株式会社イトーヨーカ堂取締役 2004年5月 同社常務取締役 2005年9月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役 2006年5月 株式会社ミレニアムリテイリング取締役 2009年8月 株式会社そごう・西武取締役 2016年5月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス代表取締役副社長(現任) 2017年6月 当社取締役(現任)	注4	30,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)注10
取締役 (非常勤)	木川 眞	1949年12月31日	1973年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2004年4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行） 常務取締役 2005年4月 ヤマト運輸株式会社（現ヤマトホールディングス株式会社） 入社 2005年6月 同社常務取締役 2006年6月 同社代表取締役専務執行役員 2007年3月 ヤマト運輸株式会社代表取締役社長 社長執行役員 2011年4月 ヤマトホールディングス株式会社代表取締役社長 社長執行 役員 2015年4月 同社代表取締役会長 2016年6月 株式会社小松製作所取締役（現任） 2018年4月 ヤマトホールディングス株式会社取締役会長 2018年6月 当社取締役（現任） 2019年4月 ヤマトホールディングス株式会社取締役 2019年6月 沖電気工業株式会社取締役（現任） 2019年6月 ヤマトホールディングス株式会社特別顧問（現任） 2020年4月 株式会社肥後銀行監査役（現任）	注4	—
取締役 (非常勤)	伊丹 俊彦	1953年9月2日	1980年4月 東京地方検察庁検事任官 2010年6月 最高検察庁総務部長 2012年7月 東京地方検察庁検事正 2014年7月 最高検察庁次長検事 2015年12月 大阪高等検察庁検事長 2016年11月 弁護士登録・第一東京弁護士会所属（現任） 2016年11月 長島・大野・常松法律事務所顧問（現任） 2018年6月 当社取締役（現任） 2018年6月 戸田建設株式会社取締役（現任）	注4	—
取締役 (非常勤)	福尾 幸一	1955年4月17日	1978年4月 本田技研工業株式会社入社 2005年6月 同社執行役員 2010年6月 同社常務執行役員 2014年4月 同社専務執行役員 2014年11月 株式会社本田技術研究所副社長 2015年4月 同社代表取締役社長 2015年6月 本田技研工業株式会社取締役専務執行役員 2018年6月 当社取締役（現任） 2019年6月 日立金属株式会社取締役（現任）	注4	—
取締役 (非常勤)	黒田 由貴子	1963年9月24日	1986年4月 ソニー株式会社入社 1991年1月 株式会社ビーブルフォーカス・コンサルティング代表取締役 2010年6月 アステラス製薬株式会社監査役 2011年3月 株式会社シーエーシー（現株式会社CAC Holdings）取締役 （現任） 2012年4月 株式会社ビーブルフォーカス・コンサルティング取締役・フ ァウンダー（現任） 2013年6月 丸紅株式会社取締役 2015年6月 三井化学株式会社取締役（現任） 2018年6月 当社取締役（現任） 2018年6月 テルモ株式会社取締役（現任）	注4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)注10
常勤監査役	清水 明彦	1952年3月16日	1994年4月 株式会社イトーヨーカ堂入社 1996年2月 同社経理部総括マネジャー 2004年5月 同社執行役員経理部長 2005年9月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス経理部シニアオフィサー 2006年1月 同社執行役員経理部シニアオフィサー 2012年5月 同社取締役執行役員経理部シニアオフィサー 2013年6月 当社取締役 2015年5月 株式会社ヨークマート監査役 2017年6月 当社常勤監査役(現任)	注5	20,000
常勤監査役	石黒 和彦	1957年12月2日	1980年4月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2001年4月 株式会社ユーフィット(現TIS株式会社) 出向 取締役 2004年4月 UFJIS株式会社(現三菱UFJインフォメーションテクノロジー株式会社) 出向 取締役 2006年3月 同社出向 常務取締役 2009年5月 当社入社 2009年5月 当社執行役員システム部長 2010年6月 当社取締役執行役員システム部長 2013年6月 当社取締役常務執行役員システム部長 2014年4月 当社取締役常務執行役員 2016年6月 当社取締役専務執行役員 2019年5月 サインポスト株式会社監査役(現任) 2020年6月 当社常勤監査役(現任)	注6	28,900
監査役 (非常勤)	寺島 秀昭	1951年11月16日	1978年4月 弁護士登録・東京弁護士会所属(現任) 1983年4月 寺島法律事務所(現晴海協和法律事務所) 開設 1995年4月 最高裁判所司法研修所教官 2001年1月 司法試験2次試験考査委員 2005年4月 新司法試験考査委員 2007年4月 専修大学法科大学院客員教授 2009年4月 専修大学法科大学院教授(現任) 2017年4月 中央大学法学部客員教授(現任) 2019年6月 当社監査役(現任)	注7	—
監査役 (非常勤)	唐下 雪絵	1966年12月22日	1999年5月 公認会計士登録 2003年2月 公認会計士唐下雪絵事務所所長(現任) 2007年6月 フェリーチェコンサルティング株式会社取締役(現任) 2019年3月 マブチモーター株式会社取締役(監査等委員)(現任) 2019年6月 当社監査役(現任)	注8	—
計					514,500

(注) 1. 取締役 木川 眞、伊丹 俊彦、福尾 幸一、黒田 由貴子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役 寺島 秀昭、唐下 雪絵は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 当社では、2006年6月より執行役員制度を導入し、業務執行の迅速化を図っております。提出日現在の執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く)は、以下のとおりであります。

専務執行役員	河田 久尚	(企画部長)
専務執行役員	松橋 正明	
常務執行役員	稲垣 一貴	(営業推進部長)
常務執行役員	山本 健一	(人事部長)
常務執行役員	竹内 洋	(戦略事業部長)
執行役員	前川 幸司	(リスク統括部長)
執行役員	石村 浩志	(金融犯罪対策部長)
執行役員	喜多山 美弥	
執行役員	深澤 孝治	(ATMソリューション部長)
執行役員	永嶋 恒雄	

執行役員 滝沢 卓 (デジタルバンキング部長)

4. 取締役の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役 清水 明彦の任期は、2017年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 監査役 石黒 和彦の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
7. 監査役 寺島 秀昭の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
8. 監査役 唐下 雪絵の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
9. 当社は、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株) 注10
江田 千重子	1950年11月21日	1985年9月 Milbank, Tweed, Hadley & McCloy LLP (現Milbank LLP) 入所 1986年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録 1990年5月 米国カリフォルニア州弁護士登録 1995年10月 Morrison & Foerster LLP入所 1998年9月 シヤーマン アンド スターリング外国法事務弁護士事務所入所 2003年7月 Johnson & Johnson, Law Department (本社法務本部) 日本代表 2009年3月 ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社代表取締役 2009年3月 ヤンセンファーマ株式会社取締役 2018年1月 株式会社GSTV取締役 (現任)	—

なお、江田 千重子は補欠の社外監査役であります。

10. 所有株式数は、2020年3月末日現在であります。

② 社外役員の状況

A. 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役（４名）及び社外監査役（２名）と当社との間には、特別な人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

B. 社外取締役又は社外監査役の機能役割並びに選任状況の考え方

a. 社外取締役

当社の社外取締役である木川 眞は、ヤマトホールディングス株式会社等の会社経営に携わってきた経験・見識を、当社経営に活かすことを目的に選任しております。また、社外取締役としての職務を遂行する上で、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はないと判断し、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に対し届出ております。

当社の社外取締役である伊丹 俊彦は、検事として長年培ってきた企業法務等に関する見識を、当社経営に活かすことを目的に選任しております。また、社外取締役としての職務を遂行する上で、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はないと判断し、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に対し届出ております。

当社の社外取締役である福尾 幸一は、本田技研工業株式会社等の会社経営に携わってきた経験・見識を、当社経営に活かすことを目的に選任しております。また、社外取締役としての職務を遂行する上で、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はないと判断し、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に対し届出ております。

当社の社外取締役である黒田 由貴子は、会社経営の経験及びグローバル人材の育成に係る見識を、当社経営に活かすことを目的に選任しております。また、社外取締役としての職務を遂行する上で、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はないと判断し、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に対し届出ております。

b. 社外監査役

当社の社外監査役である寺島 秀昭は、弁護士として培ってきた企業法務等に関する幅広い見識を、当社経営の監査に活かすことを目的に選任しております。また、社外監査役としての職務を遂行する上で、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はないと判断し、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に対し届出ております。

当社の社外監査役である唐下 雪絵は、公認会計士としての専門的な知識、会計・システムのコンサルタントとしての豊富な見識及び会社経営者としての経験を、当社経営の監査に活かすことを目的に選任しております。また、社外監査役としての職務を遂行する上で、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はないと判断し、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に対して届出ております。

(注) 当社は、以下に該当しないことをもって独立性を有すると判断しております。

- ・親会社又は兄弟会社の業務執行者（過去その立場にあった者を含む。以下同じ）ではないこと
- ・当社を主要取引先とする者ないしその業務執行者又は当社主要取引先もしくはその業務執行者ではないこと
- ・当社から役員報酬以外に多額の金銭等を得ているコンサルタント・会計専門家・法律専門家又は団体に所属していた者ではないこと
- ・当社の主要株主又はその業務執行者ではないこと
- ・上記の近親者、当社業務執行者の二親等内の血族・姻族ではないこと

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役は、常勤監査役及び内部監査部門、内部統制機能を所管する部門等から情報の提供を受け、自らの独立性及び選任理由等を踏まえ、代表取締役及び取締役会に忌憚のない質問又は意見具申等を行うこととしております。また、社外監査役を含む全ての監査役で組織される監査役会において、会計監査人と定期的な意見交換の場を持ち、相互の連携を図っております。

社外取締役は、取締役会において内部監査部門及び内部統制を所管する部門等から定期的に報告を受け、また、取締役会における監査役の意見や自らの選任理由等を踏まえ、業務執行から独立した立場から経営監督機能を果たしております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

イ. 監査役監査の組織、人員及び手続

当社における監査役監査は、監査役会制度を採用しております。

監査役会は監査役4名（うち社外監査役2名）で構成され、原則として毎月1回以上開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い又は決議を行っております。

監査役は、取締役会に出席すること等により取締役の職務執行を監査し、業務監査及び会計監査を実施するとともに、会計監査人による外部監査の結果について報告を受け、その適正性をチェックしております。なお、常勤監査役の清水 明彦氏は、当社の親会社である株式会社セブン&アイ・ホールディングスにおいて長年経理業務を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、社外監査役の唐下 雪絵氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

ロ. 監査役及び監査役会の活動状況

当事業年度における監査役会の個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	平井 勇	14回	14回
常勤監査役	清水 明彦	14回	14回
監査役 (非常勤)	寺島 秀昭	10回	10回
監査役 (非常勤)	唐下 雪絵	10回	10回

※寺島 秀昭氏及び唐下 雪絵氏の出席状況については、2019年6月17日の就任後に開催された監査役会のみを対象としております。

監査役会においては、監査方針・監査計画の決議、監査報告の作成、会計監査人の評価及び再任審議、会計監査人の報酬に対する同意、常勤監査役職務執行報告等を主な検討事項としております。

監査役の活動として、取締役等との意志疎通や取締役会その他の重要な会議への出席のほか、重要な決裁書類等の閲覧、実地調査等を行っております。また、必要に応じて子会社から事業の報告を求めています。会計監査人と定期的な意見交換の場を持ち、相互の連携を図っております。代表取締役とも定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要事項等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行っております。さらに、監査部からその監査計画及び監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求めるとし、監査部による監査結果を内部統制システムに係る監査役監査に有効的に活用することとしているほか、内部統制機能を所管する部門から内部統制システムの整備状況について、定期的及び随時に報告を受けております。取締役の競業取引、利益相反取引、会社が行った無償の利益供与等に関して、必要に応じて取締役等から報告を求めるとしてしております。執行機能から独立した内部通報制度として、当社の役職員が監査役に対して内部通報を行うことができる「監査役ホットライン」を運用しております。

② 内部監査の状況

当社における内部監査は、他の業務部門から独立した代表取締役社長直属の内部監査部門として監査部（10名）を設置しております。

監査部は、年度ごとに内部監査計画の基本方針と重点項目を策定し取締役会の承認を取得しております。個別の内部監査計画については、監査部長が策定し監査部担当役員である代表取締役社長の承認を取得しております。

個別の内部監査においては下記の項目に基づいて内部管理体制全般の適切性・有効性の検証及び評価を実施し、問題点の発見、指摘並びに改善方法の提言を行っております。また、監査結果については、代表取締役社長、経営会議及び監査役に報告しております。

- A. 業務計画遂行状況
- B. コンプライアンス体制、コンプライアンス状況
- C. 財務報告に係る内部統制の適切性・有効性
- D. お客さま保護等管理の体制、お客さま保護等管理の状況
- E. リスク管理体制、リスク管理状況
- F. 各業務部署の内部管理体制、内部管理の適切性・有効性

なお、内部監査は当社（子会社を含む）全ての部署とシステムを対象に実施しております。また、主要な外部委託先業務についても、当該業務の当社社内所管部署による管理状況を監査するとともに、外部委託先と合意した範囲で外部委託先に対する監査を実施しております。

③ 会計監査の状況

イ. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

ロ. 継続監査期間

14年間

ハ. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 辰巳 幸久氏
指定有限責任社員 業務執行社員 竹内 知明氏

ニ. 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士5名、会計士試験合格者2名、その他9名

ホ. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、監査役会が策定した「会計監査人の評価基準」に基づいて、監査法人としての独立性や品質管理体制等の整備状況、監査チームとしての技能・経験・能力、監査方法、監査結果等の状況等を評価し選定します。

また会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、当社監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、当社監査役会は、会計監査人の職務状況や当社の監査体制を勘案し、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

ヘ. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人を適切に選定及び評価するために基準を策定しております。事業年度を通して会計監査人と連携を確保し、主体的に会計監査人の独立性、品質管理の状況、職務遂行体制の適切性、当年度の会計監査の実施状況等を把握することにより、基準に沿って会計監査人の監査の相当性を評価しております。

④ 監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	56	2	58	—
連結子会社	—	—	—	—
計	56	2	58	—

※当社が監査公認会計士等に支払っている非監査業務の内容は、社債発行に係るコンフォートレター作成についての対価であります。

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMG）に対する報酬（イ.を除く。）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	1	—	1
連結子会社	—	—	—	—
計	—	1	—	1

※当社が監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMG）に属する組織に支払っている非監査業務の内容は、税務等に関するアドバイザリー業務等の対価であります。

ハ. その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

ニ. 監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

ホ. 監査役会が会計監査人の報酬に同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の当事業年度の会計監査計画・その他資料の報告を受け、前年度の監査実績の検証と評価を踏まえ、報酬見積りの監査時間・金額等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額が相当であると判断したので、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

イ. 2019年度の役員報酬の考え方と役員報酬制度

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、会社への貢献、職務の内容・重要度及び職務遂行の状況等を総合的に勘案し決定しております。

業務執行取締役の報酬等は、固定報酬部分である基本報酬と、変動報酬部分である業績連動型株式報酬から構成されています。業績連動型株式報酬は、業務執行取締役（海外居住者を除く）に対して、業績目標の達成度に応じて当社株式の交付を行うことで、中長期的に継続した業績向上への意欲を一層高めることを目的としております。

業績連動報酬について、評価指標の目標と実績は以下のとおりです。売上規模及び収益性の両面からバランスのとれたものとすべく、連結経常収益及び連結経常利益を評価指標としております。

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

評価指標	目標値（百万円）	実績値（百万円）	目標達成度（%）
連結経常収益	148,900	148,553	99.8
連結経常利益	39,700	39,836	100.3

非業務執行取締役及び監査役の報酬等は、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督するという役割を考慮し、固定報酬のみとします。

当社では、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役2名及び代表取締役2名の合計4名から構成される指名・報酬委員会を設置しております。取締役の報酬等の具体的な支給額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、指名・報酬委員会が取締役に提案し、取締役会の決議により決定しております。この手続は「役員規程」に定められており、「役員規程」は取締役会が監査役と協議の上、その決議によって変更又は改廃されます。

監査役の報酬等は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、監査役会の協議にて決定しております。

ロ. 2019年度の指名・報酬委員会の活動内容

2019年度の指名・報酬委員会では、2020年度以降の役員報酬制度の考え方と役員報酬制度の見直しについて、当事業年度中に計7回、議論を重ねました。

2019年度に指名・報酬委員会において審議・協議された主な事項は以下のとおりです。

- ・取締役会への取締役候補者の推薦、執行役員候補者の推薦
- ・取締役会への取締役・執行役員の報酬の提案
- ・監督と執行、取締役の構成、執行役員の役割について
- ・取締役・執行役員の報酬体系・報酬水準について

ハ. 2020年度以降の役員報酬の考え方と役員報酬制度

（見直しの背景及び概要）

コーポレート・ガバナンスの強化に向けた役員体制の見直しを踏まえ、業務執行取締役の企業価値向上に対する貢献意欲をより一層高めるとともに、結果責任を適正に評価反映できるように、役員報酬の考え方と役員報酬制度を見直し、会社業績と役員報酬の連動性をより一層高めることといたしました。

役員報酬の考え方と役員報酬制度の見直しの一環として、会社業績と役員報酬の連動性を高めるため、賞与を新たに導入することといたしました。

また、業務執行及び監督の役割を適切に担う優秀な人材を確保でき、職責に応じた適切な報酬体系・報酬水準となるよう、報酬の決定プロセスの客観性・透明性を高めた上で、役位毎の報酬水準の改定もいたしました。

なお、執行役員の報酬につきましても、業務執行取締役と同じく、企業価値向上に対する貢献意欲をより一層高めるとともに、結果責任を適正に評価反映できるように、業務執行取締役と同様の報酬体系・報酬の決定プロセスに改定いたします。

(役員報酬に関する基本方針)

当社は、役員報酬について、以下の考えに基づき決定します。

- ・企業価値の持続的な向上を促進し、会社業績との連動を重視した報酬制度であること
- ・業務執行及び監督の役割を適切に担う優秀な人材を確保でき、職責に応じた適切な報酬体系・報酬水準であること
- ・客観性・透明性あるプロセスにより決定され、公平・公正な報酬制度であること

当社の役員報酬体系は、固定報酬である「基本報酬」と、変動報酬である「賞与」及び「業績連動型株式報酬」で構成され、以下のとおり適用します。

	固定報酬		変動報酬	
	(a) 基本報酬	(b) 賞与	(c) 業績連動型株式報酬	
業務執行取締役	○	○	○	
非業務執行取締役	○	—	—	

各制度の位置付けは以下のとおりとします。

(a) 基本報酬	役位に応じ着実に職務を遂行することを促すための報酬
(b) 賞与	中長期的な企業価値向上に向けた各事業年度の業績目標(マイルストーン)を着実に達成するための短期インセンティブ
(c) 業績連動型株式報酬	株主との利害共有を図り、中長期的に企業価値を高めるための中長期インセンティブ

各制度の割合は、固定報酬と変動報酬のバランス、金銭報酬と株式報酬のバランス、及び短期・中長期のバランスのとれた視点を持ち経営を担うための賞与と株式報酬のバランス等を考慮し、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会で審議の上、以下のとおり決定しています。

また、非業務執行取締役及び監査役は、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督するという役割を考慮し、固定報酬のみとします。

業務執行取締役	基本報酬 50%	賞与 25% (※)	業績連動型 株式報酬 25% (※)
* 固定報酬と変動報酬の バランス	← 固定報酬 50% \times 変動報酬 50% →		
* 金銭報酬と株式報酬の バランス	← 金銭報酬 75% \times 株式報酬 25% →		
非業務執行取締役	固定報酬 100%		

(※) 賞与及び業績連動型株式報酬が基準報酬額である時を前提として算出しております。

(報酬水準)

当社の役員報酬水準は、優秀な人材を確保できるよう競争力ある報酬水準とすべく、外部専門機関の客観的な報酬水準データの中から、当社と同規模の企業群及び同業種の企業群の報酬水準データを分析・比較し、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会にて審議の上、決定しています。

(変動報酬の内容)

- ・賞与

短期インセンティブとなる賞与は、役位別に定められる基準額に対し、前事業年度の連結業績目標に応じた業績連動係数を乗じて決定します。

・業績連動型株式報酬

中長期インセンティブとなる業績連動型株式報酬は、役位別に付与するポイント数が定められる「固定部分」と、役位及び業績に応じ付与するポイント数が変動する「業績連動部分」で構成されます。いずれも在任期間中、毎年ポイントを付与・累積し、退任時にポイントの累積値に相当する当社株式を交付します。

業績連動部分は、役位別に定められるポイント数に対し、連結業績目標達成度に応じた業績連動係数を乗じてポイント数（交付株式数）を決定します。

制度		指標及び評価方法
賞与		<ul style="list-style-type: none"> 「本業を伸ばしつつ事業の多角化」を実践するという経営戦略を踏まえ、中長期的な企業価値向上に向けた業績目標(マイルストーン)達成状況・プロセスに基づき評価 前事業年度の連結経常収益、連結経常利益の目標達成状況に基づき定量的に評価 基準額の0%~200%の範囲で支給額を決定
業績連動型 株式報酬	固定部分	—
	業績連動部分	<ul style="list-style-type: none"> 「本業を伸ばしつつ事業の多角化」を実践するという経営戦略を踏まえ、中長期的な企業価値向上の結果に基づき評価 前事業年度の連結経常収益、連結経常利益等の目標達成状況に基づき定量的に評価 基準ポイントの0%~200%の範囲でポイント数（交付株式数）を決定

② 役員区分ごとの報酬額の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)		
		基本報酬	業績連動型 株式報酬（※）	
取締役 (社外取締役を除く)	7	279	218	60
監査役 (社外監査役を除く)	2	45	45	—
社外役員	8	65	65	—

当社の役員の報酬等にかかる株主総会の決議は以下のとおりです。

- ・2008年6月18日：監査役の報酬額を年額100,000,000円以内とする。
(決議時点における監査役の員数：4名)
- ・2012年6月19日：取締役の報酬額を年額350,000,000円以内（うち社外取締役分年額60,000,000円以内）とする。
(決議時点における取締役の員数：10名。うち社外取締役4名)
- ・2020年6月22日：取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く）の報酬として、取締役報酬限度額とは別枠で、3事業年度ごとに4億円を上限として業績連動型株式報酬を支給する。ただし、2020年度においては、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として、別途上限3億円をこれに加える。
(決議時点における取締役の員数：2名)

(※) 2019年度の業績連動型株式報酬については、2017年6月19日開催の株主総会の決議の内容（上限4億円、決議時点における取締役の員数：6名）の範囲内で支給する。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

- ④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの
使用人兼務役員が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、現時点あるいは将来の採算性等の検証結果を踏まえ、事業戦略上の意義、取引先及び当社の企業価値の維持・向上に資することを判断基準としており、判断基準に該当しない投資株式を純投資目的の投資株式として区分し、判断基準に該当する投資株式を投資目的以外の投資株式として区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を検証し、事業戦略上の意義、当社との取引内容・主要指標等を踏まえて保有方針を議論しております。その結果を取締役に定期的に報告し、保有先は当社事業戦略上の重要取引先であり、保有について問題ないと判断しております。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	1	683
非上場株式	9	1,701

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る 取得価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	4	1,223	当社の事業戦略上必要と判断した出資実行のため

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

ハ. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
総合警備保障 株式会社	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	事業上の関係の維持・強化のため保有 しております。定量的な保有効果の記 載は困難ではありますが、当社事業戦略 上の重要取引先であるため、取締役会 において当社との業務取組状況、取引 上の主要指標等を確認することで保有 の合理性を検証しております。	有
	130,000	130,000		
	683	626		

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
4. 当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構及び監査法人等の行う研修への参加や会計専門誌の定期購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
現金預け金	780,650	848,446
有価証券	※1, ※6 85,639	※1, ※6 70,911
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※7 22,688	※2, ※3, ※4, ※5, ※7 23,283
外国為替	0	0
A T M仮払金	194,910	81,965
その他資産	※6 15,074	※6 16,365
有形固定資産	※8 15,155	※8 13,985
建物	1,669	1,630
A T M	11,062	9,042
その他の有形固定資産	2,424	3,312
無形固定資産	26,655	29,665
ソフトウェア	20,708	20,930
その他の無形固定資産	5,946	8,734
退職給付に係る資産	444	378
繰延税金資産	732	909
貸倒引当金	△23	△25
資産の部合計	1,141,926	1,085,885
負債の部		
預金	678,664	683,760
譲渡性預金	810	800
借入金	10,000	196
社債	135,000	105,000
A T M仮受金	80,853	45,052
その他負債	22,816	27,288
賞与引当金	537	573
退職給付に係る負債	2	3
役員退職慰労引当金	5	4
株式給付引当金	166	236
繰延税金負債	179	137
負債の部合計	929,036	863,051
純資産の部		
資本金	30,679	30,702
資本剰余金	30,661	30,757
利益剰余金	147,094	155,760
自己株式	△352	△338
株主資本合計	208,083	216,882
その他有価証券評価差額金	492	499
為替換算調整勘定	3,798	3,767
退職給付に係る調整累計額	182	62
その他の包括利益累計額合計	4,473	4,329
新株予約権	320	274
非支配株主持分	11	1,346
純資産の部合計	212,890	222,833
負債及び純資産の部合計	1,141,926	1,085,885

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
経常収益	147,288	148,553
資金運用収益	3,529	3,569
貸出金利息	3,419	3,451
有価証券利息配当金	21	26
コールローン利息	0	0
預け金利息	87	90
役務取引等収益	142,614	144,280
受入為替手数料	2,750	3,062
A T M受入手数料	135,324	136,486
その他の役務収益	4,538	4,730
その他業務収益	275	281
その他経常収益	869	422
貸倒引当金戻入益	13	—
その他の経常収益	856	422
経常費用	106,574	108,716
資金調達費用	686	674
預金利息	119	99
譲渡性預金利息	0	0
コールマネー利息	△37	△12
借入金利息	74	15
社債利息	530	570
役務取引等費用	39,236	40,305
支払為替手数料	1,476	1,591
A T M設置支払手数料	30,511	31,013
A T M支払手数料	4,499	4,886
その他の役務費用	2,749	2,813
その他業務費用	116	—
営業経費	※1 66,070	※1 62,813
その他経常費用	462	4,922
貸倒引当金繰入額	—	2
その他の経常費用	※2 462	※2 4,920
経常利益	40,714	39,836
特別利益	—	91
固定資産処分益	—	91
特別損失	14,970	147
固定資産処分損	139	147
減損損失	※3 14,830	—
税金等調整前当期純利益	25,744	39,780
法人税、住民税及び事業税	13,119	13,840
法人税等調整額	△605	△164
法人税等合計	12,513	13,675
当期純利益	13,230	26,105
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△5	△57
親会社株主に帰属する当期純利益	13,236	26,162

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	13,230	26,105
その他の包括利益	※1 △179	※1 △165
その他有価証券評価差額金	248	7
為替換算調整勘定	△511	△53
退職給付に係る調整額	83	△119
包括利益	13,051	25,939
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	13,058	26,019
非支配株主に係る包括利益	△7	△79

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,572	30,554	146,075	△380	206,823
当期変動額					
新株の発行	106	106			213
剰余金の配当			△12,217		△12,217
親会社株主に帰属する当期純利益			13,236		13,236
自己株式の取得					—
自己株式の処分				27	27
自己株式の消却					—
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減					—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	106	106	1,018	27	1,260
当期末残高	30,679	30,661	147,094	△352	208,083

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	244	4,308	98	4,651	533	18	212,027
当期変動額							
新株の発行							213
剰余金の配当							△12,217
親会社株主に帰属する当期純利益							13,236
自己株式の取得							—
自己株式の処分							27
自己株式の消却							—
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減							—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	248	△509	83	△177	△212	△7	△397
当期変動額合計	248	△509	83	△177	△212	△7	862
当期末残高	492	3,798	182	4,473	320	11	212,890

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,679	30,661	147,094	△352	208,083
当期変動額					
新株の発行	23	23			46
剰余金の配当			△13,639		△13,639
親会社株主に帰属する当期純利益			26,162		26,162
自己株式の取得				△3,857	△3,857
自己株式の処分				13	13
自己株式の消却			△3,857	3,857	—
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減		73			73
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	23	96	8,665	13	8,798
当期末残高	30,702	30,757	155,760	△338	216,882

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	492	3,798	182	4,473	320	11	212,890
当期変動額							
新株の発行							46
剰余金の配当							△13,639
親会社株主に帰属する当期純利益							26,162
自己株式の取得							△3,857
自己株式の処分							13
自己株式の消却							—
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減							73
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	7	△31	△119	△143	△46	1,334	1,145
当期変動額合計	7	△31	△119	△143	△46	1,334	9,943
当期末残高	499	3,767	62	4,329	274	1,346	222,833

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	25,744	39,780
減価償却費	17,529	14,634
減損損失	14,830	—
のれん償却額	487	—
持分法による投資損益 (△は益)	239	4,770
貸倒引当金の増減 (△)	△13	1
賞与引当金の増減額 (△は減少)	80	36
退職給付に係る資産又は負債の増減額	△59	△106
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	3	△1
株式給付引当金の増減額 (△は減少)	64	69
資金運用収益	△3,529	△3,569
資金調達費用	686	674
有価証券関係損益 (△)	49	38
固定資産処分損益 (△は益)	139	56
貸出金の純増 (△) 減	27	△595
預金の純増減 (△)	56,257	5,095
譲渡性預金の純増減 (△)	10	△10
借入金の純増減 (△)	—	△9,807
普通社債発行及び償還による増減 (△)	40,000	△30,000
A T M未決済資金の純増 (△) 減	△26,118	77,146
資金運用による収入	3,848	3,840
資金調達による支出	△757	△805
その他	2,062	1,398
小計	131,584	102,648
法人税等の支払額	△14,115	△13,029
法人税等の還付額	2	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	117,471	89,619
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△39,313	△16,171
有価証券の償還による収入	20,630	27,920
有形固定資産の取得による支出	△3,121	△4,547
有形固定資産の売却による収入	—	98
無形固定資産の取得による支出	△8,664	△11,100
無形固定資産の売却による収入	586	—
持分法適用関連会社株式の取得による支出	△4,999	△2,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△34,882	△5,801
財務活動によるキャッシュ・フロー		
非支配株主からの払込みによる収入	—	1,487
ストックオプションの行使による収入	0	0
配当金の支払額	△12,215	△13,635
自己株式の取得による支出	—	△3,857
その他	△32	△3
財務活動によるキャッシュ・フロー	△12,246	△16,009
現金及び現金同等物に係る換算差額	△60	△11
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	70,281	67,796
現金及び現金同等物の期首残高	710,369	780,650
現金及び現金同等物の期末残高	※1 780,650	※1 848,446

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 8社

会社名

FCTI, Inc.

PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL

株式会社バンク・ビジネスファクトリー

株式会社セブン・ペイメントサービス

Pito AxM Platform, Inc.

株式会社セブン・グローバルレミット

株式会社AC S i ON

株式会社C r e d d F i n a n c e

(連結の範囲の変更)

当連結会計年度より、新たにPito AxM Platform, Inc.、株式会社セブン・グローバルレミット、株式会社AC S i ON及び株式会社C r e d d F i n a n c eを設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社 4社

会社名

株式会社セブン・ペイ

TORANOTE C株式会社

TORANOTE C投信投資顧問株式会社

株式会社メタップスペイメント

(持分法適用の範囲の変更)

当連結会計年度より、株式会社メタップスペイメントを株式取得により新たに持分法適用の範囲に含めております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

(5) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日 3社

3月末日 5社

(2) 連結財務諸表の作成にあたっては、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については、原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社の有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：6年～18年

A T M：5年

その他：2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定額法により償却しております。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和2年3月17日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に営業関連部署から独立したリスク統括部が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。なお、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(5) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、一部の連結子会社が役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 株式給付引当金の計上基準

株式給付引当金は、取締役株式交付規程及び執行役員株式交付規程に基づく当社の取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く。）及び執行役員（海外居住者を除く。）への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、当該子会社の決算日等の為替相場により換算しております。

(10) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

一部の負債に金利スワップの特例処理を適用しております。変動金利の相場変動を相殺するヘッジについて、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。

(11) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却を行っております。ただし、金額が僅少な場合は、発生時の費用として処理しております。

(12) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」であります。

(13) 消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による影響は、評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による影響は、評価中であります。

3. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 令和2年3月31日）

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

(追加情報)

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、当社の取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く。以下同じ。）に対して、中長期的に継続した業績向上への貢献意欲をより一層高めることを目的に、役員報酬B I P信託による業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じております。

(1)取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める取締役株式交付規程に従って、当社株式等が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

(2)信託に残存する当社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該株式の帳簿価格及び株式数は、前連結会計年度末253百万円、596千株、当連結会計年度末239百万円、株式数は563千株であります。

(執行役員に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、当社の執行役員（海外居住者を除く。以下同じ。）に対して、中長期的に継続した業績向上への貢献意欲をより一層高めることを目的に、株式付与E S O P信託による業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用しております。

(1)取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、執行役員に対して、当社が定める執行役員株式交付規程に従って、当社株式等が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、執行役員が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として執行役員の退任時とします。

(2)信託に残存する当社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該株式の帳簿価格及び株式数は、前連結会計年度末99百万円、234千株、当連結会計年度末99百万円、株式数は234千株であります。

(連結貸借対照表関係)

※1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
株式	4,770百万円	2,000百万円

※2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
破綻先債権額	1百万円	0百万円
延滞債権額	31百万円	38百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
合計額	33百万円	39百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
有価証券	76,683百万円	63,371百万円

また、その他資産には保証金及び中央清算機関差入証拠金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
保証金	1,318百万円	2,020百万円
中央清算機関差入証拠金	400百万円	800百万円

※7. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
融資未実行残高	18,661百万円	20,604百万円
うち原契約期間が1年以内のもの	18,661百万円	20,604百万円

※8. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
減価償却累計額	63,957百万円	68,799百万円

(連結損益計算書関係)

※1. 営業経費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給与・手当	6,772百万円	7,075百万円
退職給付費用	188百万円	175百万円
減価償却費	17,529百万円	14,634百万円
業務委託費	19,789百万円	20,176百万円

※2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
持分法による投資損失	239百万円	4,770百万円

※3. 減損損失

前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	金額
米国	事業用資産	建物	20
		A T M	3,918
		その他の有形固定資産	111
		ソフトウェア	305
		その他の無形固定資産	2,720
	その他資産	3,557	
	—	のれん	4,079
インドネシア	事業用資産	建物	6
		A T M	99
		その他の有形固定資産	3
		ソフトウェア	9
合計			14,830

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、会社ごとに資産のグルーピングをしております。

上記の資産グループについては、当初策定した計画を下回って推移しており、今後の事業計画を見直した結果、投資額の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを11.5%で割引いて算定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めない資産については回収可能価額を零として評価しております。

当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

※ 1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	721	68
組替調整額	△363	△58
税効果調整前	358	10
税効果額	△109	△3
その他有価証券評価差額金	248	7
為替換算調整勘定		
当期発生額	△533	△53
組替調整額	22	—
税効果調整前	△511	△53
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	△511	△53
退職給付に係る調整額		
当期発生額	115	△139
組替調整額	3	△33
税効果調整前	119	△172
税効果額	△35	53
退職給付に係る調整額	83	△119
その他の包括利益合計	△179	△165

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,191,528	936	—	1,192,464	(注) 1
合計	1,191,528	936	—	1,192,464	
自己株式					
普通株式	896	—	64	831	(注) 2、3
合計	896	—	64	831	

- (注) 1. 発行済株式の増加936千株は、新株予約権の行使によるものであります。
 2. 自己株式の減少64千株は、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式の交付によるものであります。
 3. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式がそれぞれ896千株、831千株含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計年度			
				増加	減少		
当社	ストック・ オプション としての新 株予約権		—	—	—	320	
合計			—	—	—	320	

(注) 自己新株予約権は存在いたしません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月25日 取締役会	普通株式	6,255	5.25	2018年3月31日	2018年6月1日
2018年11月2日 取締役会	普通株式	5,962	5.00	2018年9月30日	2018年12月3日

- (注) 1. 2018年5月25日取締役会決議の配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。
 2. 2018年11月2日取締役会決議の配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月24日 取締役会	普通株式	7,154	利益剰余金	6.00	2019年3月31日	2019年6月3日

(注) 配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

当連結会計年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,192,464	165	13,500	1,179,129	(注) 1
合計	1,192,464	165	13,500	1,179,129	
自己株式					
普通株式	831	13,500	13,532	798	(注) 2、3
合計	831	13,500	13,532	798	

(注) 1. 発行済株式の増加165千株は、新株予約権の行使によるものであります。また、発行済株式の減少13,500千株は、自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式の増加13,500千株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。また、自己株式の減少13,532千株は、取締役会決議による自己株式の消却13,500千株及び役員報酬B I P信託が保有する当社株式の交付32千株によるものであります。

3. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式がそれぞれ831千株、798千株含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）			当連結会計 年度末残高 （百万円）	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計年度 増加	当連結会計年度 減少		
当社	ストック・ オプション としての新 株予約権		—	—	—	274	
合計			—	—	—	274	

(注) 自己新株予約権は存在いたしません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月24日 取締役会	普通株式	7,154	6.00	2019年3月31日	2019年6月3日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	6,485	5.50	2019年9月30日	2019年12月2日

(注) 1. 2019年5月24日取締役会決議の配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

2. 2019年11月8日取締役会決議の配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月22日 取締役会	普通株式	6,485	利益剰余金	5.50	2020年3月31日	2020年6月1日

(注) 配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金預け金勘定	780,650 百万円	848,446 百万円
現金及び現金同等物	780,650 "	848,446 "

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	584	590
1年超	1,577	1,071
合計	2,162	1,661

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達・運用の両面において、安定性確保とリスク極小化を基本方針としており、積極的なリスクテイクによる収益追求は行っておりません。

当社の資金調達は、A T M装填用現金等の運転資金及びA T M・システム関連投資等の設備投資資金の調達に大別され、金利動向等を踏まえてベースとなる資金を預金や社債発行等により確保した上で、日々の調達額の変動をコール市場からの調達により賄っております。

一方、運用については、個人向けの小口の貸出業務等を行っておりますが、中心は「限定的なエンドユーザー」としての資金証券業務であります。運用先は信用力が高く流動性に富む債券等の有価証券や信用力の高い金融機関に対する預け金、コールローン等に限定しており、リスクの高い金融派生商品等による運用は行わないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主としてA T M事業を円滑に行うための現金がその大半を占めております。余資をコールローンに放出しており、与信先の信用リスクに晒されております。有価証券は、主に信用力が高く、流動性に富む債券及び株式であり、その他保有目的としております。これらは、それぞれ与信先又は発行体の信用リスク及び金利リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。貸出金は、個人向けのローンサービス(極度型カードローン)であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されておりますが、債権は全額保証を付しているため、リスクは限定的となっております。

また、当社は、銀行業を営んでおり、その金融負債の大半を占める預金及び譲渡性預金は金利の変動リスクに晒されております。必要に応じてコールマネーにて短期的な調達をしておりますが、必要な資金を調達できない流動性リスクに晒されております。借入金や社債は、一定の環境の下で市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、変動金利の借入を行っており金利の変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

信用リスクに関する基本方針を「リスク管理方針」に、その下位規程として「信用リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。信用リスクは現状、A T Mに関する決済業務及びA L M操作に関わる優良な金融機関等に対する預け金、資金放出、仮払金等に限定し、信用リスクを抑制した運営としております。また、「自己査定・償却・引当方針」、「自己査定・償却・引当規程」に従い、適正な自己査定、償却引当を実施しております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

市場リスクに関する基本方針を「リスク管理方針」に、その下位規程として「市場リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。「市場リスク管理規程」にて、リスク限度額、ポジション限度、損失許容限度を設定することを規定し、リスク統括部リスク管理グループがそれらについて日次で計測・モニタリングし、経営会議等に報告を行っております。なお、四半期毎に開催するA L M委員会にて、リスクの状況、金利動向の見通し等が報告され、運営方針を決定する体制としております。

市場リスクに係る定量的情報

当社の市場リスクについては、金利リスクが主要なリスクであり、当社全体の資産・負債を対象として市場リスク量（V a R）を計測しております。V a Rの計測にあたっては、分散共分散法（保有期間125日、信頼区間99.9%、データ観測期間1年間）を採用しており、2020年3月末時点で当社の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で8,701百万円であります。また当社の事業特性を鑑み、資産側の現金に対して金利期間を認識し、期間5年のゼロクーポン債（平均期間約2.5年）とみなして計測しております。モデルの妥当性に関しては、モデルが算出するV a Rと実際の損益を比較するバックテストを定期的を実施しております。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

流動性リスクに関する基本方針を「リスク管理方針」に、その下位規程として「流動性リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。「流動性リスク管理規程」にて、運用・調達の期間の違いによって生ずるギャップ限度を設定することを規定し、リスク統括部リスク管理グループがそれらについて日次で計測・モニタリングし、経営会議等に報告を行っております。資金繰り逼迫時においては、全社的に迅速かつ機動的な対応が取れるよう、シナリオ別対策を予め策定し、万全を期しており、資金流動性確保に懸念はないものと考えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

前連結会計年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金（*）	780,647	780,647	—
(2) 有価証券			
その他有価証券	77,309	77,309	—
(3) 貸出金	22,688		
貸倒引当金（*）	△0		
	22,687	22,687	—
(4) A T M仮払金（*）	194,907	194,907	—
資産計	1,075,552	1,075,552	—
(1) 預金	678,664	678,809	145
(2) 譲渡性預金	810	810	—
(3) 借入金	10,000	10,000	—
(4) 社債	135,000	136,688	1,688
(5) A T M仮受金	80,853	80,853	—
負債計	905,328	907,161	1,833
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	△18	△18	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	△18	△18	—

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、A T M仮払金に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

当連結会計年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金（*）	848,446	848,446	—
(2) 有価証券			
その他有価証券	64,054	64,054	—
(3) 貸出金	23,283		
貸倒引当金（*）	△0		
	23,282	23,282	—
(4) A T M仮払金（*）	81,965	81,965	—
資産計	1,017,750	1,017,750	—
(1) 預金	683,760	683,856	96
(2) 譲渡性預金	800	800	—
(3) 借入金	196	196	—
(4) 社債	105,000	105,975	975
(5) A T M仮受金	45,052	45,052	—
負債計	834,808	835,880	1,071
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	48	48	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	48	48	—

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、A T M仮払金に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金は預入期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、固定金利によるものはありません。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(4) A T M仮払金

未決済期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、変動金利によるものはありません。

(4) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

(5) ATM仮受金

未決済期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式 (*1) (*2)	515	1,701
関連会社株式 (*1)	4,770	2,000
新株予約権 (*1)	50	50
組合出資金 (*3)	2,993	3,105
合 計	8,329	6,856

(*1) 非上場株式、関連会社株式及び新株予約権については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式について49百万円減損処理を行っております。

当連結会計年度において、非上場株式について38百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2019年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	133,771	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち 満期があるもの	27,920	18,000	30,231	—	—	—
うち地方債	10,420	6,400	13,831	—	—	—
社債	17,500	11,600	16,400	—	—	—
貸出金(*2)	22,655	—	—	—	—	—
A T M仮払金	194,910	—	—	—	—	—
合 計	379,256	18,000	30,231	—	—	—

(*1) 預け金のうち、満期のない預け金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない33百万円は含めておりません。なお、貸出金は、契約期間に基づき、「1年以内」として開示しております。

当連結会計年度 (2020年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	98,468	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち 満期があるもの	11,400	34,813	16,862	—	—	—
うち地方債	5,700	9,113	7,862	—	—	—
社債	5,700	25,700	9,000	—	—	—
貸出金(*2)	23,244	—	—	—	—	—
A T M仮払金	81,965	—	—	—	—	—
合 計	215,077	34,813	16,862	—	—	—

(*1) 預け金のうち、満期のない預け金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない39百万円は含めておりません。なお、貸出金は、契約期間に基づき、「1年以内」として開示しております。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2019年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	562,357	78,617	37,689	—	—	—
譲渡性預金	810	—	—	—	—	—
借入金	10,000	—	—	—	—	—
社債	30,000	—	40,000	15,000	50,000	—
A T M仮受金	80,853	—	—	—	—	—
合 計	684,021	78,617	77,689	15,000	50,000	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度 (2020年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	567,587	72,903	43,269	—	—	—
譲渡性預金	800	—	—	—	—	—
借入金	196	—	—	—	—	—
社債	—	20,000	35,000	—	50,000	—
A T M仮受金	45,052	—	—	—	—	—
合 計	613,635	92,903	78,269	—	50,000	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

※「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券
該当事項はありません。
3. その他有価証券

前連結会計年度 (2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	626	151	474
	債券	40,112	40,094	18
	地方債	21,556	21,544	11
	社債	18,555	18,549	6
	小計	40,738	40,246	492
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	36,571	36,575	△4
	地方債	9,308	9,309	△0
	社債	27,262	27,266	△3
	小計	36,571	36,575	△4
合計		77,309	76,821	488

当連結会計年度 (2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	683	151	531
	債券	8,710	8,707	2
	地方債	8,409	8,406	2
	社債	300	300	0
	小計	9,394	8,859	534
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	54,660	54,723	△62
	地方債	14,347	14,352	△5
	社債	40,313	40,370	△56
	小計	54,660	54,723	△62
合計		64,054	63,583	471

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当事項はありません。
5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。

6. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2019年3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	710
その他有価証券	710
(△) 繰延税金負債	217
その他有価証券評価差額金	492

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる組合出資金の評価差額221百万円については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当連結会計年度 (2020年3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	720
その他有価証券	720
(△) 繰延税金負債	220
その他有価証券評価差額金	499

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる組合出資金の評価差額248百万円については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度 (2019年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約 売建 米ドル	781	—	△18	△18
合 計		—	—	△18	△18

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度 (2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	直物為替先渡取引(NDF) 売建 インドネシアルピア	308	—	48	48
合 計		—	—	48	48

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2019年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	借入金	10,000	—	(注)
合 計		—	—	—	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の国内連結子会社は、確定給付型の制度として企業年金基金制度を設けているほか、選択型確定拠出年金制度も採用しております。

なお、一部の海外連結子会社は、確定給付型の退職給付制度のほか、確定拠出型の年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,812	2,927
勤務費用	247	247
利息費用	14	14
数理計算上の差異の発生額	46	19
退職給付の支払額	△192	△132
その他	△0	0
退職給付債務の期末残高	2,927	3,077

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
年金資産の期首残高	3,074	3,369
期待運用収益	76	67
数理計算上の差異の発生額	162	△119
事業主からの拠出額	247	267
退職給付の支払額	△192	△131
年金資産の期末残高	3,369	3,452

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,924	3,073
年金資産	△3,369	△3,452
	△444	△378
非積立型制度の退職給付債務	2	3
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△441	△374

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
退職給付に係る負債	2	3
退職給付に係る資産	△444	△378
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△441	△374

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	247	247
利息費用	14	14
期待運用収益	△76	△67
数理計算上の差異の費用処理額	3	△33
その他	0	0
確定給付制度に係る退職給付費用	188	161

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
数理計算上の差異	119	△172
合計	119	△172

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
未認識数理計算上の差異	△262	△89
合計	△262	△89

(7) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
債券	60%	60%
株式	28%	29%
その他	12%	11%
合計	100%	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
割引率	0.5%	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%	2.0%
予想昇給率	2.5%	2.5%

なお、海外連結子会社については、重要性が乏しいことから記載を省略しております。

3. 確定拠出制度

当社、一部の国内連結子会社及び一部の海外連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、当連結会計年度13百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第3回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社取締役 4名	当社執行役員 5名	当社取締役 5名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 184,000株	普通株式 171,000株	普通株式 38,000株	普通株式 423,000株
付与日	2008年8月12日	2009年8月3日	同左	2010年8月9日
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	2008年8月13日から2038年8月12日まで	2009年8月4日から2039年8月3日まで	同左	2010年8月10日から2040年8月9日まで
	第4回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第4回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第5回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第5回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社執行役員 8名	当社取締役 6名	当社執行役員 7名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 440,000株	普通株式 118,000株	普通株式 363,000株	普通株式 77,000株
付与日	2011年8月8日	同左	2012年8月6日	同左
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	2011年8月9日から2041年8月8日まで	同左	2012年8月7日から2042年8月6日まで	同左

	第6回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第6回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第7回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第7回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名	当社執行役員 7名	当社取締役 6名	当社執行役員 8名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 216,000株	普通株式 43,000株	普通株式 193,000株	普通株式 44,000株
付与日	2013年8月5日	同左	2014年8月4日	同左
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	2013年8月6日から2043年8月5日まで	同左	2014年8月5日から2044年8月4日まで	同左
	第8回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第8回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第9回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第9回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名	当社執行役員 9名	当社取締役 6名	当社執行役員 9名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 138,000株	普通株式 39,000株	普通株式 278,000株	普通株式 72,000株
付与日	2015年8月10日	同左	2016年8月8日	同左
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	2015年8月11日から2045年8月10日まで	同左	2016年8月9日から2046年8月8日まで	同左

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、当社は2011年12月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合をもって株式分割を行っているため、第1回-①新株予約権から第4回-②新株予約権の目的となる株式の数は、株式分割に伴い調整された後の数値を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2020年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第3回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	45,000	55,000	9,000	180,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	45,000	55,000	9,000	180,000

	第4回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第4回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第5回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第5回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	187,000	42,000	171,000	30,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	29,000	25,000	10,000
失効	—	—	—	—
未行使残	187,000	13,000	146,000	20,000

	第6回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第6回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第7回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第7回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	107,000	15,000	98,000	23,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	14,000	5,000	17,000	5,000
失効	—	—	—	—
未行使残	93,000	10,000	81,000	18,000

	第8回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第8回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第9回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第9回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	70,000	24,000	185,000	57,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	12,000	5,000	25,000	18,000
失効	—	—	—	—
未行使残	58,000	19,000	160,000	39,000

② 単価情報

	第1回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第3回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1個当たり 236,480円	新株予約権 1個当たり 221,862円	新株予約権 1個当たり 221,862円	新株予約権 1個当たり 139,824円
	第4回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第4回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第5回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第5回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	—	279円	277円	282円
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1個当たり 127,950円	新株予約権 1個当たり 127,950円	新株予約権 1個当たり 175,000円	新株予約権 1個当たり 175,000円
	第6回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第6回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第7回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第7回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	277円	282円	277円	282円
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1個当たり 312,000円	新株予約権 1個当たり 312,000円	新株予約権 1個当たり 370,000円	新株予約権 1個当たり 370,000円
	第8回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第8回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第9回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第9回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	277円	282円	277円	290円
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1個当たり 537,000円	新株予約権 1個当たり 537,000円	新株予約権 1個当たり 302,000円	新株予約権 1個当たり 302,000円

(注) 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式1,000株であります。なお、当社は2011年12月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合をもって株式分割を行っているため、第1回-①新株予約権から第4回-②新株予約権の権利行使価格は株式分割に伴い調整された後の数値を記載しております。また、行使時平均株価はストック・オプション行使時の当社の平均株価であります。

2. ストック・オプションの公正な評価単位の見積方法

該当事項はありません。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注2)	1,794 百万円	2,318 百万円
減価償却費損金算入限度超過額及び減損損失	1,362	990
未払事業税	392	434
資産除去債務	229	226
賞与引当金	131	130
ストック・オプション費用	98	84
株式給付引当金	51	72
貸倒引当金損金算入限度超過額	7	7
未払金(旧役員退職慰労引当金)	8	7
その他	215	171
繰延税金資産小計	4,290	4,443
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	△1,794	△2,272
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,266	△766
評価性引当額小計	△3,060	△3,039
繰延税金資産合計	1,230	1,404
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△217	△220
企業結合に伴い識別された無形固定資産	△179	△137
資産除去債務に係る有形固定資産修正額	△30	△26
その他	△249	△247
繰延税金負債合計	△676	△632
繰延税金資産の純額	553 百万円	771 百万円

(注1) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産	732 百万円	909 百万円
繰延税金負債	179 百万円	137 百万円

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(*)	2	11	27	0	17	1,735	1,794
評価性引当額	△2	△11	△27	△0	△17	△1,735	△1,794
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(*)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(*)	12	27	45	16	7	2,208	2,318
評価性引当額	△12	△27	—	△16	△7	△2,208	△2,272
繰延税金資産	—	—	45	—	—	—	45

(*)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.07	0.06
評価性引当額の増減額	10.68	△0.05
のれん償却額	0.58	—
のれんの減損損失	4.85	—
持分法投資損益	0.28	3.67
その他	1.52	0.07
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.60 %	34.37 %

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本店等事業所の不動産賃貸借契約及び海外連結子会社のATM設置契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から1～18年と見積もり、割引率は0.4～5.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	355百万円	814百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	456百万円	—百万円
時の経過による調整額	4百万円	4百万円
資産除去債務の履行による減少額	△1百万円	△27百万円
その他増減額 (△は減少)	—百万円	△5百万円
期末残高	814百万円	785百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定や業績評価のために、定期的に経営成績等の報告を受ける対象となっているものであります。

当社グループは、国内で事業活動を行う「国内事業セグメント」、及び海外で事業活動を行う「海外事業セグメント」の2つを報告セグメントとしております。「国内事業セグメント」では、日本国内においてATM事業を中心とする銀行業等を展開しており、「海外事業セグメント」では、米国及びインドネシアを中心にATM事業を展開しております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部経常収益は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額	連結財務諸表 計上額
	国内事業	海外事業	計		
経常収益					
外部顧客に対する 経常収益	119,801	27,547	147,348	△59	147,288
セグメント間の 内部経常収益	43	—	43	△43	—
計	119,844	27,547	147,392	△103	147,288
セグメント利益又は損失(△)	42,794	△2,018	40,775	△60	40,714
セグメント資産	1,144,734	10,344	1,155,078	△13,152	1,141,926
その他の項目					
減価償却費	15,891	1,638	17,529	—	17,529
のれんの償却額	—	487	487	—	487
資金運用収益	3,542	1	3,543	△13	3,529
資金調達費用	682	46	729	△42	686
持分法投資損失(△)	△239	—	△239	—	△239
持分法適用会社への 投資額	4,770	—	4,770	—	4,770
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	9,683	744	10,428	—	10,428

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 調整額は、主にセグメント間の取引消去であります。

3. セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額	連結財務諸表 計上額
	国内事業	海外事業	計		
経常収益					
外部顧客に対する 経常収益	120,864	27,843	148,707	△154	148,553
セグメント間の 内部経常収益	26	—	26	△26	—
計	120,890	27,843	148,733	△180	148,553
セグメント利益又は損失（△）	39,920	△14	39,906	△69	39,836
セグメント資産	1,090,637	9,930	1,100,567	△14,682	1,085,885
その他の項目					
減価償却費	13,669	965	14,634	—	14,634
のれんの償却額	—	—	—	—	—
資金運用収益	3,575	3	3,579	△10	3,569
資金調達費用	670	30	700	△26	674
持分法投資損失（△）	△4,770	—	△4,770	—	△4,770
持分法適用会社への 投資額	2,000	—	2,000	—	2,000
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	16,570	124	16,694	—	16,694

- （注） 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
 2. 調整額は、主にセグメント間の取引消去であります。
 3. セグメント利益又は損失（△）は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社グループは、ATM関連業務の区分の外部顧客に対する経常収益が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

（単位：百万円）

日本	米国	その他の地域	合計
119,741	27,450	96	147,288

- （注） 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
 2. 経常収益は、当社グループ拠点の所在地を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	米国	その他の地域	合計
12,189	2,965	0	15,155

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社グループは、A T M関連業務の区分の外部顧客に対する経常収益が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位：百万円)

日本	米国	その他の地域	合計
120,709	27,700	142	148,553

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 経常収益は、当社グループ拠点の所在地を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米国	その他の地域	合計
11,745	2,201	38	13,985

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	国内事業	海外事業	計		
減損損失	—	14,830	14,830	—	14,830

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	国内事業	海外事業	計		
当期償却額	—	487	487	—	487
当期末残高	—	—	—	—	—

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係 会社	株式会社セ ブン-イレ ブン・ジャ パン	東京都 千代田区	17,200	コンビニエ ンスストア 事業	被所有 直接 38.04	A T M設置 及び管理業 務に関する 契約 資金取引	A T M設置 支払手数料 の支払 (注) 1	13,570	未払費用 (注) 2	1,307

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

A T M設置支払手数料に係る取引条件及び取引条件の決定方針等については、事務委任に対する対価性及び同社が負担したインフラ整備費用等を総合的に勘案して決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりませんが、期末残高には消費税等を含めております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係 会社	株式会社セ ブン-イレ ブン・ジャ パン	東京都 千代田区	17,200	コンビニエ ンスストア 事業	被所有 直接 38.47	A T M設置 及び管理業 務に関する 契約 資金取引	A T M設置 支払手数料 の支払 (注) 1	14,153	未払費用 (注) 2	1,270

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

A T M設置支払手数料に係る取引条件及び取引条件の決定方針等については、事務委任に対する対価性及び同社が負担したインフラ整備費用等を総合的に勘案して決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりませんが、期末残高には消費税等を含めております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

記載すべき重要な取引はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

記載すべき重要な取引はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

記載すべき重要な取引はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	7-Eleven, Inc.	アメリカ合衆国 テキサス州	13	海外コンビニエンスストア事業	—	A T M設置及び管理業務に関する契約	A T M設置支払手数料の支払	10,622	未払費用	893

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

A T M設置支払手数料に係る取引条件及び取引条件の決定方針等については、同社が負担したインフラ整備費用等を総合的に勘案して決定しております。

当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	7-Eleven, Inc.	アメリカ合衆国 テキサス州	13	海外コンビニエンスストア事業	—	A T M設置及び管理業務に関する契約	A T M設置支払手数料の支払	11,434	未払費用	987

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

A T M設置支払手数料に係る取引条件及び取引条件の決定方針等については、同社が負担したインフラ整備費用等を総合的に勘案して決定しております。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主 (個人の場合に限る。) 等

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社セブン&アイ・ホールディングス (東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	178円37銭	187円73銭
1株当たり当期純利益	11円11銭	22円14銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	11円09銭	22円11銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。なお、当社は、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。控除した当該自己株式の期末株式数は前連結会計年度831千株、当連結会計年度798千株であります。

		前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	212,890	222,833
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	332	1,621
うち新株予約権	百万円	320	274
うち非支配株主持分	百万円	11	1,346
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	212,557	221,212
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	1,191,632	1,178,330

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。なお、当社は、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。控除した当該自己株式の期中平均株式数は前連結会計年度852千株、当連結会計年度809千株であります。

		前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	13,236	26,162
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	13,236	26,162
普通株式の期中平均株式数	千株	1,191,405	1,181,606
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	1,499	1,167
うち新株予約権	千株	1,499	1,167
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第7回無担保社債	2012年5月31日	10,000	—	0.61	なし	2019年6月20日
	第9回無担保社債	2013年3月7日	20,000	—	0.46	なし	2020年3月19日
	第10回無担保社債	2013年3月7日	20,000	20,000	0.80	なし	2023年3月20日
	第11回無担保社債	2014年12月17日	15,000	15,000	0.53	なし	2024年12月20日
	第12回無担保社債	2017年10月20日	30,000	30,000	0.39	なし	2027年9月17日
	第13回無担保社債	2019年1月25日	20,000	20,000	0.16	なし	2023年12月20日
	第14回無担保社債	2019年1月25日	20,000	20,000	0.38	なし	2028年12月20日
合計	—	—	135,000	105,000	—	—	—

(注) 連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	—	—	20,000	20,000	15,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	10,000	196	7.75	—
再割引手形	—	—	—	—
借入金	10,000	196	7.75	2020年1月
1年以内に返済予定のリース債務	3	—	—	—
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	—	—	—	—

(注) 1. 「平均利率」は期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金の連結決済日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	196	—	—	—	—

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

(参考) なお、営業活動として資金調達を行っている約束手形方式による商業・ペーパーの発行はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

① 当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	36,895	74,509	112,345	148,553
税金等調整前 四半期(当期)純利益(百万円)	11,077	20,151	31,507	39,780
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益(百万円)	7,615	13,047	20,788	26,162
1株当たり 四半期(当期)純利益(円)	6.39	11.01	17.57	22.14

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	6.39	4.60	6.56	4.56

② その他

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
現金預け金	778,018	842,606
現金	646,618	748,283
預け金	131,400	94,322
有価証券	※1, ※6 92,728	※1, ※6 80,826
地方債	30,864	22,756
社債	45,818	40,614
株式	7,068	7,632
その他の証券	8,976	9,823
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※7 23,439	※2, ※3, ※4, ※5, ※7 23,528
証書貸付	751	244
当座貸越	22,688	23,283
外国為替	0	0
外国他店預け	0	0
その他資産	206,775	95,618
前払費用	880	1,153
未収収益	9,265	9,191
金融派生商品	—	48
A T M 仮払金	194,875	81,885
その他の資産	※6 1,753	※6 3,339
有形固定資産	12,155	11,667
建物	1,645	1,602
A T M	8,166	7,318
その他の有形固定資産	2,343	2,745
無形固定資産	24,828	27,768
ソフトウェア	20,417	20,595
ソフトウェア仮勘定	4,407	7,168
その他の無形固定資産	4	4
前払年金費用	172	269
繰延税金資産	7,510	9,053
貸倒引当金	△118	△50
資産の部合計	1,145,511	1,091,287

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
預金	679,730	686,633
普通預金	447,827	454,564
定期預金	231,503	231,971
その他の預金	399	98
譲渡性預金	810	800
借入金	10,000	—
借入金	10,000	—
社債	135,000	105,000
その他負債	99,761	68,389
未払法人税等	6,973	7,813
未払費用	5,926	5,463
A T M仮受金	80,853	45,052
資産除去債務	362	366
その他の負債	5,645	9,692
賞与引当金	374	361
株式給付引当金	166	236
負債の部合計	925,843	861,421
純資産の部		
資本金	30,679	30,702
資本剰余金	30,679	30,702
資本準備金	30,679	30,702
利益剰余金	157,847	168,025
利益準備金	0	0
その他利益剰余金	157,847	168,025
繰越利益剰余金	157,847	168,025
自己株式	△352	△338
株主資本合計	218,854	229,091
その他有価証券評価差額金	492	499
評価・換算差額等合計	492	499
新株予約権	320	274
純資産の部合計	219,667	229,866
負債及び純資産の部合計	1,145,511	1,091,287

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
経常収益	119,567	120,275
資金運用収益	3,542	3,575
貸出金利息	3,433	3,462
有価証券利息配当金	21	26
コールローン利息	0	0
預け金利息	86	86
役務取引等収益	114,783	116,016
受入為替手数料	2,750	3,062
A T M受入手数料	107,827	108,750
その他の役務収益	4,205	4,203
その他業務収益	325	302
外国為替売買益	325	302
その他経常収益	916	381
貸倒引当金戻入益	74	67
その他の経常収益	842	313
経常費用	76,507	75,261
資金調達費用	682	670
預金利息	119	99
譲渡性預金利息	0	0
コールマネー利息	△37	△12
借入金利息	69	11
社債利息	530	570
役務取引等費用	19,282	20,228
支払為替手数料	1,476	1,591
A T M設置支払手数料	15,029	15,774
A T M支払手数料	952	1,001
その他の役務費用	1,825	1,861
その他業務費用	116	—
社債発行費償却	116	—
営業経費	56,352	54,280
その他経常費用	72	82
貸出金償却	—	0
株式等償却	49	38
その他の経常費用	22	43
経常利益	43,059	45,013
特別損失	22,033	5,108
固定資産処分損	144	98
関係会社株式評価損	※1 21,889	※1 5,009
税引前当期純利益	21,026	39,905
法人税、住民税及び事業税	13,065	13,777
法人税等調整額	△6,611	△1,546
法人税等合計	6,454	12,230
当期純利益	14,572	27,675

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	30,572	30,572	30,572	0	155,493	155,493	△380	216,258	
当期変動額									
新株の発行	106	106	106					213	
剰余金の配当					△12,217	△12,217		△12,217	
当期純利益					14,572	14,572		14,572	
自己株式の取得								—	
自己株式の処分							27	27	
自己株式の消却								—	
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	106	106	106	—	2,354	2,354	27	2,595	
当期末残高	30,679	30,679	30,679	0	157,847	157,847	△352	218,854	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	244	244	533	217,036
当期変動額				
新株の発行				213
剰余金の配当				△12,217
当期純利益				14,572
自己株式の取得				—
自己株式の処分				27
自己株式の消却				—
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	248	248	△212	35
当期変動額合計	248	248	△212	2,631
当期末残高	492	492	320	219,667

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		利益剰余金 合計	
当期首残高	30,679	30,679	30,679	0	157,847	157,847	△352	218,854
当期変動額								
新株の発行	23	23	23					46
剰余金の配当					△13,639	△13,639		△13,639
当期純利益					27,675	27,675		27,675
自己株式の取得							△3,857	△3,857
自己株式の処分							13	13
自己株式の消却					△3,857	△3,857	3,857	－
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	23	23	23	－	10,177	10,177	13	10,237
当期末残高	30,702	30,702	30,702	0	168,025	168,025	△338	229,091

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	492	492	320	219,667
当期変動額				
新株の発行				46
剰余金の配当				△13,639
当期純利益				27,675
自己株式の取得				△3,857
自己株式の処分				13
自己株式の消却				－
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	7	7	△46	△38
当期変動額合計	7	7	△46	10,198
当期末残高	499	499	274	229,866

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：6年～18年

A T M：5年

その他：2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和2年3月17日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に営業関連部署から独立したリスク統括部が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。なお、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。当事業年度については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 株式給付引当金

株式給付引当金は、取締役株式交付規程及び執行役員株式交付規程に基づく当社の取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く。）及び執行役員（海外居住者を除く。）への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

一部の負債に金利スワップの特例処理を適用しております。変動金利の相場変動を相殺するヘッジについて、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金銭債権の為替相場の変動リスクに対するヘッジ会計の方法に振当処理を適用しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、当社の取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く。）及び執行役員（海外居住者を除く。）に対して、業績連動型株式報酬制度を導入しております。概要は、「第5 経理の状況」中、「1 連結財務諸表等」の「追加情報」に記載のとおりであります。

(貸借対照表関係)

※1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
株式	11,859百万円	11,914百万円

※2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
破綻先債権額	1百万円	0百万円
延滞債権額	31百万円	38百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
合計額	33百万円	39百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
有価証券	76,683百万円	63,371百万円

また、その他の資産には保証金及び中央清算機関差入証拠金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
保証金	1,259百万円	1,951百万円
中央清算機関差入証拠金	400百万円	800百万円

※7. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
融資未実行残高	18,661百万円	20,604百万円
うち原契約期間が1年以内のもの	18,661百万円	20,604百万円

(損益計算書関係)

※ 1. 関係会社株式評価損

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

関係会社株式評価損21,889百万円は、連結子会社であるFCTI, Inc. 等3社の株式に係る評価損であります。

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

関係会社株式評価損5,009百万円は、持分法適用関連会社である株式会社セブン・ペイ等2社の株式に係る評価損であります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額
(単位: 百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
子会社株式	6,849	9,914
関連会社株式	5,009	2,000
合計	11,859	11,914

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
関係会社株式評価損等	6,717 百万円	8,263 百万円
未払事業税	388	427
減価償却費損金算入限度超過額	208	223
資産除去債務	110	112
賞与引当金	114	110
ストック・オプション費用	98	84
株式給付引当金	51	72
組合出資金	46	32
貸倒引当金損金算入限度超過額	36	15
未払金 (旧役員退職慰労引当金)	6	6
その他	34	38
繰延税金資産合計	7,813	9,386
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△217	△220
前払年金費用	△52	△82
資産除去債務に係る有形固定資産修正額	△30	△26
その他	△2	△2
繰延税金負債合計	△303	△332
繰延税金資産の純額	7,510 百万円	9,053 百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	3,488	168	32	3,625	2,022	198	1,602
A T M	62,119	3,556	204	65,472	58,153	4,389	7,318
その他の有形固定資産	6,910	1,217	196	7,931	5,185	793	2,745
有形固定資産計	72,518	4,943	432	77,028	65,361	5,382	11,667
無形固定資産							
ソフトウェア	103,340	8,425	3,428	108,337	87,742	8,236	20,595
ソフトウェア仮勘定	4,407	8,259	5,497	7,168	—	—	7,168
その他の無形固定資産	19	—	—	19	15	—	4
無形固定資産計	107,767	16,684	8,925	115,525	87,757	8,236	27,768

(注) 当期増加額の主な内訳

A T M	新規設置等	3,556百万円
ソフトウェア	次世代A T M開発	3,883百万円
ソフトウェア仮勘定	A T M取引中継システム更改	3,892百万円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	118	50	0	118	50
一般貸倒引当金	118	50	—	118	50
個別貸倒引当金	0	0	0	0	0
賞与引当金	374	361	374	—	361
株式給付引当金	166	83	13	—	236
計	659	495	388	118	648

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額は次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金	洗替による取崩額
個別貸倒引当金	洗替による取崩額

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	6,973	14,821	13,964	17	7,813
未払法人税等	5,690	12,143	11,417	16	6,400
未払事業税等	1,283	2,677	2,546	1	1,413

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当社のホームページに記載しており、そのアドレスは次のとおり。 https://www.sevenbank.co.jp/
株主に対する特典	なし

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、確認書

事業年度 第18期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日） 2019年6月18日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書

2019年6月18日 関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及びその確認書

第19期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日） 2019年8月6日 関東財務局長に提出。

第19期第2四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日） 2019年11月14日 関東財務局長に提出。

第19期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日） 2020年2月10日 関東財務局長に提出。

(4) 発行登録書（株券、社債券等）及びその添付書類

2019年9月20日 関東財務局長に提出。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 2019年6月1日 至 2019年6月30日） 2019年7月10日 関東財務局長に提出。

報告期間（自 2019年7月1日 至 2019年7月31日） 2019年8月9日 関東財務局長に提出。

報告期間（自 2019年8月1日 至 2019年8月31日） 2019年9月10日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月23日

株式会社セブン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辰巳 幸久 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹内 知明 ㊞

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セブン銀行及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社セブン銀行の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社セブン銀行が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月23日

株式会社セブン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辰巳 幸久 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹内 知明 ㊞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セブン銀行の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月23日

【会社名】 株式会社セブン銀行

【英訳名】 Seven Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 舟竹 泰昭

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 舟竹 泰昭は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

ただし、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2020年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価については、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定いたしました。当該業務プロセスの評価については、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を選定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当連結会計年度の経常収益の概ね2/3に達している1事業拠点（当社）を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として有価証券、預金、ATM受入手数料に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月23日
【会社名】	株式会社セブン銀行
【英訳名】	Seven Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 舟竹 泰昭
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 舟竹 泰昭は、当社の第19期(自2019年4月1日 至2020年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

